

資 料 編

目 次

資 料 1	平成29年度各会計歳入歳出決算総括表	94
資 料 2	平成29年度各会計歳入決算一覧表	96
資 料 3	各会計歳入決算年度比較表	98
資 料 4	各会計款別歳入決算年度比較表	100
資 料 5	各会計不納欠損額及び収入未済額一覧表	112
資 料 6	平成29年度各会計歳出決算一覧表	114
資 料 7	各会計歳出決算年度比較表	116
資 料 8	各会計款別歳出決算年度比較表	118
資 料 9	各会計翌年度繰越額及び不用額年度比較表	128
資 料 10	監査結果等総括表	130
参 考 1	平成29年度包括外部監査結果報告の概要（抜粋）	131
参 考 2	財政運営方針（平成28年度～平成31年度）	146

（注） 予算比等の比率の数値は、表示単位未満の端数を四捨五入している。なお、該当数値がないもの又は算出不能なものは、「－」で示している。

資料 1

平成 29 年度 各 会 計

会 計		予 算 現 額			収 入 済 額					
					金 額 (A)		予 算 比			
		兆	億	万	円	兆	億	万	円	%
一 般 会 計		6722	4696	7682	6314	9217	5233	93.9		
特 別 会 計	住 宅 資 金 貸 付		452	8000		459	2375	101.4		
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付	6	4487	4000	6	9288	2988	107.4		
	物 品 調 達		4517	4000		4573	4228	101.2		
	公 債 管 理	1494	3875	7000	1494	2679	9022	100.0		
	広 島 市 民 球 場	9	8035	1000	9	7081	9284	99.0		
	用 地 先 行 取 得	1	0114	2000		1110	8736	11.0		
	西 風 新 都	18	9369	4000	16	5358	2163	87.3		
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	133	4983	4000	136	4446	2297	102.2		
	介 護 保 険 事 業	956	9851	1000	915	6614	7893	95.7		
	国 民 健 康 保 険 事 業	1459	3324	6000	1332	0558	8821	91.3		
	競 輪 事 業	125	5922	4000	119	5420	2663	95.2		
	中 央 卸 売 市 場 事 業	30	9718	4000	29	2224	0704	94.4		
	国 民 宿 舎 湯 来 ロ ッ ジ 等		6911	5000		6420	9680	92.9		
	駐 車 場 事 業	6	9111	4000	6	6494	0429	96.2		
	開 発 事 業	20	0403	0000	16	7538	5815	83.6		
	市 立 病 院 機 構 資 金 貸 付	70	6899	3000	66	4052	2407	93.9		
	元 宇 品 町 財 産 区		424	9000		291	3865	68.6		
三 入 財 産 区		43	9000		699	1108	1,592.5			
砂 谷 財 産 区		36	0000		1172	9378	3,258.2			
計		4335	8481	9000	4151	6485	3856	95.8		
合 計		1	1058	3178	6682	1	0466	5702	9089	94.6

(注) 一般会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計及び国民健康保険事業特別

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

支 出 済 額					形 式 収 支		翌年度繰越財源	実 質 収 支	平 成 28 年 度 実 質 収 支	単 年 度 収 支										
					金 額 (B)						予 算 比	(C=A-B)	(E=C-D)	(F)	(E-F)					
兆	億	万	円	%	億	万	円	億	万	円										
6276	6484	9629	93.4		38	2732	5604	13	7828	5325	24	4904	0279	24	2948	0861	1955	9418		
	452	7574	100.0			6	4801		0			6	4801					6	4801	
4	7416	6915	73.5		2	1871	6073		0		2	1871	6073	2	1852	8780		18	7293	
	3804	9480	84.2			768	4748		0			768	4748		1579	3660	△	810	8912	
1494	2679	9022	100.0				0		0				0						0	
9	7081	9284	99.0				0		0				0		3395	9253	△	3395	9253	
	1110	8736	11.0				0		0				0						0	
16	5358	2163	87.3				0		0				0						0	
131	4028	4604	98.4		5	0417	7693		0		5	0417	7693	3	2328	1758		1	8089	5935
891	2965	0246	93.1		24	3649	7647		0		24	3649	7647	13	0892	2107		11	2757	5540
1332	0558	8821	91.3				0		0				0						0	
111	9889	7825	89.2		7	5530	4838		0		7	5530	4838	7	5530	4838			0	
29	2224	0704	94.4				0		0				0						0	
	6420	9680	92.9				0		0				0						0	
6	6494	0429	96.2				0		0				0		708	3831	△	708	3831	
16	7538	5815	83.6				0		0				0						0	
66	4052	2407	93.9				0		0				0						0	
	263	4360	62.0			27	9505		0			27	9505		33	7105		△	5	7600
	33	2471	75.7			665	8637		0			665	8637		699	0196		△	33	1559
	20	4139	56.7			1152	5239		0			1152	5239		1137	5339			14	9900
4112	2394	4675	94.8		39	4090	9181		0		39	4090	9181	26	8157	6867		12	5933	2314
1	0388	8879	4304	93.9	77	6823	4785	13	7828	5325	63	8994	9460	51	1105	7728		12	7889	1732

会計の収入済額は、還付未済額を含む。

会 計	予 算 現 額				調 定 額					
	金 額		構成比		金 額		構成比		予算比	
	兆	億 万 円	%	兆	億 万 円	%	%			
一 般 会 計	6722	4696	7682	60.8	6414	4973	7566	60.3	95.4	
特 別 会 計	住 宅 資 金 貸 付	452	8000	0.0	2	9776	2219	0.0	6,576.0	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付	6	4487	4000	0.1	14	1805	0271	0.1	219.9
	物 品 調 達	4517	4000	0.0	4573	4228	0.0	101.2		
	公 債 管 理	1494	3875	7000	13.5	1494	2679	9022	14.0	100.0
	広 島 市 民 球 場	9	8035	1000	0.1	9	7081	9284	0.1	99.0
	用 地 先 行 取 得	1	0114	2000	0.0	1	1110	8736	0.0	11.0
	西 風 新 都	18	9369	4000	0.2	16	5358	2163	0.2	87.3
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	133	4983	4000	1.2	137	5125	5204	1.3	103.0
	介 護 保 険 事 業	956	9851	1000	8.7	921	2303	5693	8.7	96.3
	国 民 健 康 保 険 事 業	1459	3324	6000	13.2	1394	5198	5356	13.1	95.6
	競 輪 事 業	125	5922	4000	1.1	119	5420	2663	1.1	95.2
	中 央 卸 売 市 場 事 業	30	9718	4000	0.3	29	3042	6617	0.3	94.6
	国 民 宿 舎 湯 来 ロ ッ ジ 等	6	6911	5000	0.0	6	6420	9680	0.0	92.9
	駐 車 場 事 業	6	9111	4000	0.1	6	6494	0429	0.1	96.2
	開 発 事 業	20	0403	0000	0.2	16	7704	3390	0.2	83.7
	市 立 病 院 機 構 資 金 貸 付	70	6899	3000	0.6	66	4052	2407	0.6	93.9
	元 宇 品 町 財 産 区	424	9000	0.0	3525	1996	0.0	829.7		
	三 入 財 産 区	43	9000	0.0	699	1108	0.0	1,592.5		
	砂 谷 財 産 区	36	0000	0.0	1172	9378	0.0	3,258.2		
計	4335	8481	9000	39.2	4231	3544	9844	39.7	97.6	
合 計	11058	3178	6682	100.0	10645	8518	7410	100.0	96.3	

(注) 一般会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計の

収 入 済 額						不 納 欠 損 額				収 入 未 済 額									
金 額		構成比		予算比		調定比		金 額		構成比		調定比		金 額		構成比		調定比	
兆	億 万 円	%	%	%	兆	億 万 円	%	%	兆	億 万 円	%	%	兆	億 万 円	%	%			
6314	9217	5233	60.3	93.9	98.4	4	8525	8513	29.6	0.1	95	9136	2407	58.2	1.5				
459	2375	0.0	101.4	1.5		0	0.0	0.0	2	9316	9844	1.8	98.5						
6	9288	2988	0.1	107.4	48.9	0	0.0	0.0	7	2516	7283	4.4	51.1						
4573	4228	0.0	101.2	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0									
1494	2679	9022	14.3	100.0	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0								
9	7081	9284	0.1	99.0	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0								
1110	8736	0.0	11.0	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0									
16	5358	2163	0.2	87.3	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0								
136	4446	2297	1.3	102.2	99.2	1416	4112	0.9	0.1	1	1402	5622	0.7	0.8					
915	6614	7893	8.7	95.7	99.4	1	0760	1847	6.6	0.1	4	7654	8150	2.9	0.5				
1332	0558	8821	12.7	91.3	95.5	10	3052	1801	62.9	0.7	52	4554	2573	31.8	3.8				
119	5420	2663	1.1	95.2	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0								
29	2224	0704	0.3	94.4	99.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	818	5913	0.0	0.3				
6420	9680	0.0	92.9	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0									
6	6494	0429	0.1	96.2	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0								
16	7538	5815	0.2	83.6	99.9	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	165	7575	0.0	0.1				
66	4052	2407	0.6	93.9	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0								
291	3865	0.0	68.6	8.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	3233	8131	0.2	91.7					
699	1108	0.0	1,592.5	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0									
1172	9378	0.0	3,258.2	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0									
4151	6485	3856	39.7	95.8	98.1	11	5228	7760	70.4	0.3	68	9663	5091	41.8	1.6				
1	0466	5702	9089	100.0	94.6	98.3	16	3754	6273	100.0	0.2	164	8799	7498	100.0	1.5			

収入済額は、還付未済額を含む。

資料 3

各会計歳入決算

年度比較表

会計	収入済額									前年度比較						
	平成29年度(A)			平成28年度(B)			平成27年度			C=A-B	C/B					
	兆	億	万円	兆	億	万円	兆	億	万円	億	万円	%				
一般会計	6314	9217	5233	5930	1410	4144	5925	9228	0393	384	7807	1089	6.5			
特別会計	住宅資金貸付	459	2375	715	3196	1124	7315	△	256	0821	△	35.8				
	母子父子寡婦福祉資金貸付	6	9288	2988	7	2584	5835	7	2477	6717	△	3296	2847	△	4.5	
	物品調達	4573	4228	5932	1207	6288	7806	△	1358	6979	△	22.9				
	公債管理	1494	2679	9022	1507	8373	1847	1541	8523	9521	△	13	5693	2825	△	0.9
	広島市民球場	9	7081	9284	9	7844	9028	9	1151	5249	△	762	9744	△	0.8	
	用地先行取得	1110	8736	1099	5743	1091	5826	11	2993	1.0						
	西風新都	16	5358	2163	11	3435	0332	9	3825	0979	5	1923	1831	45.8		
	後期高齢者医療事業	136	4446	2297	129	5458	9740	120	0206	3231	6	8987	2557	5.3		
	介護保険事業	915	6614	7893	872	0766	8722	850	2171	2875	43	5847	9171	5.0		
	国民健康保険事業	1332	0558	8821	1389	2243	2574	1456	5032	7454	△	57	1684	3753	△	4.1
	競輪事業	119	5420	2663	119	3200	0119	127	5207	7345	2220	2544	0.2			
	中央卸売市場事業	29	2224	0704	29	8517	8465	34	9665	1654	△	6293	7761	△	2.1	
	国民宿舎湯来ロッジ等	6420	9680	6408	5717	6585	6470	12	3963	0.2						
	駐車場事業	6	6494	0429	6	4972	4379	6	1382	2670	1521	6050	2.3			
	開発事業	16	7538	5815	32	5056	1613	71	4775	3561	△	15	7517	5798	△	48.5
	市立病院機構資金貸付	66	4052	2407	63	3411	1049	67	8720	0390	3	0641	1358	4.8		
	元字品町財産区	291	3865	79	0905	105	1105	212	2960	268.4						
	三入財産区	699	1108	730	6108	738	1354	△	31	5000	△	4.3				
	砂谷財産区	1172	9378	1158	1195	1120	2108	14	8183	1.3						
計	4151	6485	3856	4180	1987	7774	4304	0193	3630	△	28	5502	3918	△	0.7	
合計	1	0466	5702	9089	1	0110	3398	1918	1	0229	9421	4023	356	2304	7171	3.5

(注) 一般会計，後期高齢者医療事業特別会計，介護保険事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計の収

指数			構成比			予算比			調定比		
平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
106.6	100.1	100.0	60.3	58.7	57.9	93.9	93.1	92.8	98.4	98.3	98.1
40.8	63.6	100.0	0.0	0.0	0.0	101.4	97.7	94.6	1.5	2.4	3.7
95.6	100.1	100.0	0.1	0.1	0.1	107.4	108.5	103.8	48.9	50.9	52.1
72.7	94.3	100.0	0.0	0.0	0.0	101.2	117.4	118.2	100.0	100.0	100.0
96.9	97.8	100.0	14.3	14.9	15.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
106.5	107.3	100.0	0.1	0.1	0.1	99.0	101.6	97.3	100.0	100.0	100.0
101.8	100.7	100.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.3	88.3	100.0	100.0	100.0
176.2	120.9	100.0	0.2	0.1	0.1	87.3	91.1	88.4	100.0	100.0	100.0
113.7	107.9	100.0	1.3	1.3	1.2	102.2	100.6	96.6	99.2	99.0	98.9
107.7	102.6	100.0	8.7	8.6	8.3	95.7	96.4	98.7	99.4	99.3	99.2
91.5	95.4	100.0	12.7	13.7	14.2	91.3	93.6	98.5	95.5	94.9	94.2
93.7	93.6	100.0	1.1	1.2	1.2	95.2	95.0	100.1	100.0	100.0	100.0
83.6	85.4	100.0	0.3	0.3	0.3	94.4	90.9	92.2	99.7	99.8	99.8
97.5	97.3	100.0	0.0	0.0	0.0	92.9	96.0	95.2	100.0	100.0	100.0
108.3	105.8	100.0	0.1	0.1	0.1	96.2	99.2	97.1	100.0	100.0	100.0
23.4	45.5	100.0	0.2	0.3	0.7	83.6	93.2	97.6	99.9	99.9	100.0
97.8	93.3	100.0	0.6	0.6	0.7	93.9	90.3	93.4	100.0	100.0	100.0
277.2	75.2	100.0	0.0	0.0	0.0	68.6	26.2	34.6	8.3	2.5	3.3
94.7	99.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1,592.5	1,656.7	2,171.0	100.0	100.0	100.0
104.7	103.4	100.0	0.0	0.0	0.0	3,258.2	3,235.0	3,182.4	100.0	100.0	100.0
96.5	97.1	100.0	39.7	41.3	42.1	95.8	96.6	98.9	98.1	97.8	97.6
102.3	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0	94.6	94.5	95.3	98.3	98.1	97.9

入済額は、還付未済額を含む。

資料 4

各 会 計 款 別 歳 入

決 算 年 度 比 較 表

(1) 一 般 会 計

款	収 入 済 額			前 年 度 比 較	
	平成29年度(A)	平成28年度(B)	平成27年度	C = A - B	C / B
	億 万 円	億 万 円	億 万 円	億 万 円	%
1 市 税	(1 1797 7607) 2097 6202 6698	(1 4046 8064) 2088 8395 8033	(1 0908 6419) 2058 5885 0359	8 7806 8665	0.4
2 地 方 譲 与 税	33 4927 9734	33 6537 3671	34 2009 1699	△ 1609 3937	△ 0.5
3 利 子 割 交 付 金	4 2143 2000	2 0874 4000	3 8664 9000	2 1268 8000	101.9
4 配 当 割 交 付 金	9 4372 1000	6 7051 7000	10 7137 5000	2 7320 4000	40.7
5 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金	8 8243 7000	3 6797 1000	9 7109 9000	5 1446 6000	139.8
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	2 2474 5000	—	—	2 2474 5000	—
7 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	234 5495 7000	—	—	234 5495 7000	—
8 地 方 消 費 税 交 付 金	223 8294 0000	214 8605 0000	237 1312 3000	8 9689 0000	4.2
9 ゴルフ場利用税交付金	5692 2739	5911 1861	5993 9028	△ 218 9122	△ 3.7
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	10 5382 8560	7 3435 9120	7 5705 2830	3 1946 9440	43.5
11 軽油引取税交付金	52 8500 0000	54 3523 1160	55 6046 0665	△ 1 5023 1160	△ 2.8
12 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	2965 8000	2965 8000	2965 8000	0	0.0
13 地 方 特 例 交 付 金	10 2067 6000	7 0311 7000	6 7534 2000	3 1755 9000	45.2
14 地 方 交 付 税	428 0385 4000	346 2474 3000	349 2379 3000	81 7911 1000	23.6
15 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	3 4390 6000	3 6525 6000	3 9359 5000	△ 2135 0000	△ 5.8
16 分 担 金 及 び 負 担 金	(50 1830) 54 4457 9938	(85 2470) 53 1593 5988	(58 9850) 60 7919 9730	1 2864 3950	2.4
17 使 用 料 及 び 手 数 料	(57 9150) 127 8769 5658	(75 6985) 126 0817 4350	(34 0610) 121 8584 3601	1 7952 1308	1.4
18 国 庫 支 出 金	1275 9779 7828	1247 3967 7886	1210 7147 4208	28 5811 9942	2.3
19 県 支 出 金	265 7138 0241	246 1949 0565	232 4792 9237	19 5188 9676	7.9
20 財 産 収 入	15 6795 3405	18 4224 0859	21 1597 2649	△ 2 7428 7454	△ 14.9
21 寄 附 金	1 0414 4897	7 1965 3622	1 2706 4826	△ 6 1550 8725	△ 85.5
22 繰 入 金	277 8567 8291	321 8431 5486	318 5017 6602	△ 43 9863 7195	△ 13.7
23 繰 越 金	40 9508 4891	57 8953 4466	54 5519 3198	△ 16 9444 9575	△ 29.3
24 諸 収 入	390 5557 6353	428 3578 1375	439 9209 7761	△ 37 8020 5022	△ 8.8
25 市 債	744 6690 0000	654 2520 9702	686 4630 0000	90 4169 0298	13.8
計	(1 1905 8587) 6314 9217 5233	(1 4207 7519) 5930 1410 4144	(1 1001 7003) 5925 9228 0393	384 7807 1089	6.5

指 数			構 成 比			予 算 比			調 定 比		
平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
101.9	101.5	100.0	33.2	35.2	34.7	100.4	100.2	100.9	96.8	96.5	96.2
97.9	98.4	100.0	0.5	0.6	0.6	102.6	102.7	104.3	100.0	100.0	100.0
109.0	54.0	100.0	0.1	0.0	0.1	166.9	54.1	81.0	100.0	100.0	100.0
88.1	62.6	100.0	0.1	0.1	0.2	59.5	31.4	77.1	100.0	100.0	100.0
90.9	37.9	100.0	0.1	0.1	0.2	110.2	25.7	127.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	0.0	—	—	118.2	—	—	100.0	—	—
—	—	—	3.7	—	—	99.7	—	—	100.0	—	—
94.4	90.6	100.0	3.5	3.6	4.0	99.3	91.9	101.4	100.0	100.0	100.0
95.0	98.6	100.0	0.0	0.0	0.0	97.7	100.3	101.1	100.0	100.0	100.0
139.2	97.0	100.0	0.2	0.1	0.1	119.9	109.9	137.4	100.0	100.0	100.0
95.0	97.7	100.0	0.8	0.9	0.9	97.4	98.6	102.4	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	99.4	100.0	100.0	100.0
151.1	104.1	100.0	0.2	0.1	0.1	127.6	100.4	96.5	100.0	100.0	100.0
122.6	99.1	100.0	6.8	5.8	5.9	104.4	106.5	102.7	100.0	100.0	100.0
87.4	92.8	100.0	0.1	0.1	0.1	88.0	88.4	89.3	100.0	100.0	100.0
89.6	87.4	100.0	0.9	0.9	1.0	99.0	104.7	99.1	96.1	95.4	94.6
104.9	103.5	100.0	2.0	2.1	2.1	90.1	90.8	90.1	97.7	97.7	97.6
105.4	103.0	100.0	20.2	21.0	20.4	93.3	90.5	92.4	100.0	100.0	100.0
114.3	105.9	100.0	4.2	4.2	3.9	95.8	96.1	76.8	100.0	100.0	100.0
74.1	87.1	100.0	0.2	0.3	0.4	63.1	67.3	81.7	99.8	99.8	99.9
82.0	566.4	100.0	0.0	0.1	0.0	92.8	117.1	138.1	100.0	100.0	100.0
87.2	101.0	100.0	4.4	5.4	5.4	96.3	99.9	89.3	100.0	100.0	100.0
75.1	106.1	100.0	0.6	1.0	0.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
88.8	97.4	100.0	6.2	7.2	7.4	87.1	86.7	85.6	94.0	94.9	94.7
108.5	95.3	100.0	11.8	11.0	11.6	76.0	77.2	78.0	100.0	100.0	100.0
106.6	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	93.9	93.1	92.8	98.4	98.3	98.1

(注) 収入済額は、還付未済額を含み、()内に還付未済額を表示している。

(2) 特別会計

会計	款	収 入 済 額			前 年 度 比 較	
		平成29年度(A)	平成28年度(B)	平成27年度	C = A - B	C / B
		億 万 円	億 万 円	億 万 円	億 万 円	%
住宅 資金 貸付	1 使用料及び手数料	0	0	0	0	-
	2 貸付金元利収入	459 2375	607 6358	617 0730	△ 148 3983	△ 24.4
	3 諸 収 入	0	0	0	0	-
	△繰 入 金	-	107 6838	-	△ 107 6838	△ 100.0
	△繰 越 金	-	-	507 6585	-	-
	計	459 2375	715 3196	1124 7315	△ 256 0821	△ 35.8
母子父子寡婦福祉資金貸付	1 繰 入 金	235 4842	2530 0500	3828 1770	△ 2294 5658	△ 90.7
	2 繰 越 金	2 1852 8780	1 8034 6954	1 7369 6649	3818 1826	21.2
	3 貸付金元利収入	4 6598 9325	4 6222 7769	4 5501 6933	376 1556	0.8
	4 諸 収 入	601 0041	736 9612	718 0365	△ 135 9571	△ 18.4
	5 市 債	0	5060 1000	5060 1000	△ 5060 1000	△ 100.0
	計	6 9288 2988	7 2584 5835	7 2477 6717	△ 3296 2847	△ 4.5
物品調達	1 繰 越 金	1579 3660	1866 7902	2039 2239	△ 287 4242	△ 15.4
	2 諸 収 入	2994 0568	4065 3305	4249 5567	△ 1071 2737	△ 26.4
	計	4573 4228	5932 1207	6288 7806	△ 1358 6979	△ 22.9
公債管理	1 繰 入 金	1036 1789 9022 1000	5013 1847 1056 3363 9521	35 6776 7175	3.6	
	2 市 債	458 0890 0000 507 3360 0000 485 5160 0000	△ 49 2470 0000	△ 9.7		
	計	1494 2679 9022 1507 8373 1847 1541 8523 9521	△ 13 5693 2825	△ 0.9		
広島 市 民 球 場	1 分担金及び負担金	118 2988	118 0002	112 3902	2986	0.3
	2 使用料及び手数料	2 8630 1220	2 7430 0260	2 6288 7202	1200 0960	4.4
	3 財 産 収 入	28 1146	67 4921	90 4794	△ 39 3775	△ 58.3
	4 寄 附 金	194 5320	352 0065	203 8881	△ 157 4745	△ 44.7
	5 繰 入 金	4961 4120	4234 9468	6110 3773	726 4652	17.2
	6 繰 越 金	3395 9253	-	-	3395 9253	-
	7 諸 収 入	5 9753 5237	6 5642 4312	5 8345 6697	△ 5888 9075	△ 9.0
	計	9 7081 9284	9 7844 9028	9 1151 5249	△ 762 9744	△ 0.8

指 数			構 成 比			予 算 比			調 定 比		
平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
74.4	98.5	100.0	100.0	84.9	54.9	101.5	110.1	91.5	1.5	2.0	2.1
-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
-	-	-	-	15.1	-	-	59.8	-	-	100.0	-
-	-	100.0	-	-	45.1	-	-	98.8	-	-	100.0
40.8	63.6	100.0	100.0	100.0	100.0	101.4	97.7	94.6	1.5	2.4	3.7
6.2	66.1	100.0	0.3	3.5	5.3	7.9	56.3	56.4	100.0	100.0	100.0
125.8	103.8	100.0	31.5	24.8	24.0	210.1	187.1	236.3	100.0	100.0	100.0
102.4	101.6	100.0	67.3	63.7	62.8	101.5	103.6	104.7	39.1	39.8	40.6
83.7	102.6	100.0	0.9	1.0	1.0	100.3	160.4	156.7	100.0	100.0	100.0
0.0	100.0	100.0	0.0	7.0	7.0	0.0	65.8	43.1	-	100.0	100.0
95.6	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	107.4	108.5	103.8	48.9	50.9	52.1
77.4	91.5	100.0	34.5	31.5	32.4	1,579,366.0	1,866,790.2	2,039,223.9	100.0	100.0	100.0
70.5	95.7	100.0	65.5	68.5	67.6	66.3	80.5	79.9	100.0	100.0	100.0
72.7	94.3	100.0	100.0	100.0	100.0	101.2	117.4	118.2	100.0	100.0	100.0
98.1	94.7	100.0	69.3	66.4	68.5	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0
94.4	104.5	100.0	30.7	33.6	31.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
96.9	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
105.3	105.0	100.0	0.1	0.1	0.1	105.6	105.0	100.9	100.0	100.0	100.0
108.9	104.3	100.0	29.5	28.0	28.8	99.4	110.4	113.0	100.0	100.0	100.0
31.1	74.6	100.0	0.0	0.1	0.1	19.7	22.9	23.9	100.0	100.0	100.0
95.4	172.6	100.0	0.2	0.4	0.2	58.8	58.7	34.0	100.0	100.0	100.0
81.2	69.3	100.0	5.1	4.3	6.7	99.4	22.0	32.0	100.0	100.0	100.0
-	-	-	3.5	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-
102.4	112.5	100.0	61.5	67.1	64.0	99.2	128.3	116.3	100.0	100.0	100.0
106.5	107.3	100.0	100.0	100.0	100.0	99.0	101.6	97.3	100.0	100.0	100.0

会計	款	収 入 済 額			前 年 度 比 較	
		平成29年度(A)	平成28年度(B)	平成27年度	C = A - B	C / B
用地 先行 取得		億 万 円	億 万 円	億 万 円	億 万 円	%
	1 都市開発資金収入	1110 8736	82 8319	74 8402	1028 0417	1,241.1
	△ 公共用地先行収入	—	1016 7424	1016 7424	△ 1016 7424	△ 100.0
	計	1110 8736	1099 5743	1091 5826	11 2993	1.0
西 風 新 都	1 財産収入	2 0477 5903	7 4672 8546	2 0047 8755	△ 5 4195 2643	△ 72.6
	2 繰入金	14 4879 9560	3 8514 6786	7 3777 2224	10 6365 2774	276.2
	3 諸収入	6700	—	—	6700	—
	△ 分担金及び負担金	—	247 5000	—	△ 247 5000	△ 100.0
	計	16 5358 2163	11 3435 0332	9 3825 0979	5 1923 1831	45.8
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	1 後期高齢者医療保険料	(2139 6827)	(1945 6520)	(1845 2706)	5 2246 0559	4.9
	2 使用料及び手数料	1 1200	1 5050	9100	△ 3850	△ 25.6
	3 繰入金	21 8562 2772	20 5514 8189	20 2205 6990	1 3047 4583	6.3
	4 繰越金	3 2328 1758	2 8788 9521	2 6016 6719	3539 2237	12.3
	5 諸収入	2936 5466	2781 6438	3295 6162	154 9028	5.6
	△ 国庫支出金	—	—	936 1000	—	—
	計	(2139 6827)	(1945 6520)	(1845 2706)	6 8987 2557	5.3
介 護 保 險 事 業	1 保険料	(2726 2197)	(2525 5278)	(2163 0068)	4 1613 9855	2.1
	2 分担金及び負担金	60 8293	61 2626	60 5248	△ 4333	△ 0.7
	3 使用料及び手数料	1395 7750	844 4800	603 8850	551 2950	65.3
	4 国庫支出金	208 3228 8468	186 7806 1580	182 1112 3207	21 5422 6888	11.5
	5 支払基金交付金	235 9898 7455	228 8408 8170	224 2634 9267	7 1489 9285	3.1
	6 県支出金	123 7108 1710	119 0274 4942	118 8663 4951	4 6833 6768	3.9
	7 財産収入	32 5897	78 3321	109 7441	△ 45 7424	△ 58.4
	8 繰入金	127 7008 9699	124 4917 3508	122 6304 5686	3 2091 6191	2.6
	9 繰越金	13 0892 2107	8 6516 3433	6 3296 4460	4 4375 8674	51.3
	10 諸収入	3410 7668	1 9895 7351	5737 9486	△ 1 6484 9683	△ 82.9
計	(2726 2197)	(2525 5278)	(2163 0068)	43 5847 9171	5.0	

(注) 収入済額は、還付未済額を含み、()内に還付未済額を表示している。

指 数			構 成 比			予 算 比			調 定 比		
平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1,484.3	110.7	100.0	100.0	7.5	6.9	11.0	1.0	34.2	100.0	100.0	100.0
—	100.0	100.0	—	92.5	93.1	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0
101.8	100.7	100.0	100.0	100.0	100.0	11.0	11.3	88.3	100.0	100.0	100.0
102.1	372.5	100.0	12.4	65.8	21.4	112.9	100.4	100.0	100.0	100.0	100.0
196.4	52.2	100.0	87.6	34.0	78.6	84.6	76.8	85.7	100.0	100.0	100.0
—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	100.0	—	—
—	—	—	—	0.2	—	—	—	—	—	100.0	—
176.2	120.9	100.0	100.0	100.0	100.0	87.3	91.1	88.4	100.0	100.0	100.0
114.8	109.4	100.0	81.4	81.7	80.6	103.1	101.7	96.2	99.0	98.8	98.6
123.1	165.4	100.0	0.0	0.0	0.0	93.3	125.4	101.1	100.0	100.0	100.0
108.1	101.6	100.0	16.0	15.9	16.8	98.9	95.9	99.6	100.0	100.0	100.0
124.3	110.7	100.0	2.4	2.2	2.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
89.1	84.4	100.0	0.2	0.2	0.3	65.7	68.4	106.7	100.0	100.0	100.0
—	—	100.0	—	—	0.1	—	—	25.3	—	—	100.0
113.7	107.9	100.0	100.0	100.0	100.0	102.2	100.6	96.6	99.2	99.0	98.9
105.6	103.5	100.0	22.5	23.2	23.0	96.1	101.4	99.1	97.6	97.2	96.8
100.5	101.2	100.0	0.0	0.0	0.0	96.2	96.9	65.7	86.0	92.7	97.6
231.1	139.8	100.0	0.0	0.0	0.0	70.4	101.3	76.5	100.0	100.0	100.0
114.4	102.6	100.0	22.8	21.4	21.4	102.4	97.4	100.3	100.0	100.0	100.0
105.2	102.0	100.0	25.8	26.2	26.4	93.5	95.3	97.7	100.0	100.0	100.0
104.1	100.1	100.0	13.5	13.6	14.0	94.1	95.4	99.5	100.0	100.0	100.0
29.7	71.4	100.0	0.0	0.0	0.0	19.9	23.2	24.5	100.0	100.0	100.0
104.1	101.5	100.0	13.9	14.3	14.4	89.8	89.3	95.9	100.0	100.0	100.0
206.8	136.7	100.0	1.4	1.0	0.7	104.4	100.1	109.4	100.0	100.0	100.0
59.4	346.7	100.0	0.0	0.2	0.1	5,396.8	3,357.4	713.0	41.8	88.4	68.7
107.7	102.6	100.0	100.0	100.0	100.0	95.7	96.4	98.7	99.4	99.3	99.2

会計	款	収 入 済 額			前 年 度 比 較	
		平成29年度(A)	平成28年度(B)	平成27年度	C = A - B	C / B
国民健康保険事業	1 国民健康保険料	236 2596 0888	241 7680 7783	247 2178 1811	△ 5 5084 6895	△ 2.3
	2 国民健康保険税	3 0000	55 2297	42 0610	△ 52 2297	△ 94.6
	3 使用料及び手数料	9 5200	10 5350	10 2900	△ 1 0150	△ 9.6
	4 国庫支出金	264 9027 0493	270 6925 1737	286 9808 7542	△ 5 7898 1244	△ 2.1
	5 県支出金	52 4507 0554	60 3398 5684	57 2314 0187	△ 7 8891 5130	△ 13.1
	6 療養給付費交付金	10 9828 6920	19 3422 2157	43 4318 4351	△ 8 3593 5237	△ 43.2
	7 前期高齢者交付金	404 7330 5713	386 8953 5805	381 6700 6344	17 8376 9908	4.6
	8 共同事業交付金	286 6255 8772	308 9732 7714	321 6674 5695	△ 22 3476 8942	△ 7.2
	9 繰入金	71 9467 7302	96 9596 6056	115 1718 4383	△ 25 0128 8754	△ 25.8
	10 諸収入	(2966 4283) 4 1533 2979	(3483 7565) 4 2467 7991	(3482 8645) 3 1267 3631	△ 934 5012	△ 2.2
計	(2966 7839) 1332 0558 8821 1389	(3485 0548) 2243 2574 1456 5032 7454	(3483 5635) 7454	△ 57 1684 3753	△ 4.1	
競輪事業	1 財産収入	1 7827 4159	1 9490 6305	2 0087 6985	△ 1663 2146	△ 8.5
	2 繰越金	7 5530 4838	7 4244 3156	7 5606 2810	1286 1682	1.7
	3 事業収入	107 5511 6600	107 8652 9700	116 1152 9700	△ 3141 3100	△ 0.3
	4 入場料	361 5400	412 7350	468 9050	△ 51 1950	△ 12.4
	5 諸収入	2 6189 1666	2 0399 3608	1 7891 8800	5789 8058	28.4
	△分担金及び負担金	—	—	0	—	—
計	119 5420 2663	119 3200 0119 127 5207 7345	2220 2544	0.2		
中央卸売市場事業	1 使用料及び手数料	12 1040 6511	12 1792 5303	12 5300 5769	△ 751 8792	△ 0.6
	2 財産収入	84 2786	84 2786	85 9236	0	0.0
	3 繰入金	9 6990 2413	12 1985 3596	15 1307 3295	△ 2 4995 1183	△ 20.5
	4 諸収入	3 8488 8994	3 7025 6780	3 9202 3354	1463 2214	4.0
	5 市債	3 5620 0000	1 6680 0000	3 1290 0000	1 8940 0000	113.5
	△繰越金	—	950 0000	2479 0000	△ 950 0000	△ 100.0
計	29 2224 0704	29 8517 8465	34 9665 1654	△ 6293 7761	△ 2.1	

(注) 収入済額は、還付未済額を含み、() 内に還付未済額を表示している。

指 数			構 成 比			予 算 比			調 定 比		
平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
95.6	97.8	100.0	17.7	17.4	17.0	86.9	91.4	96.8	79.2	76.6	73.4
7.1	131.3	100.0	0.0	0.0	0.0	11.2	73.1	19.9	2.6	32.1	13.2
92.5	102.4	100.0	0.0	0.0	0.0	120.5	69.8	101.9	100.0	100.0	100.0
92.3	94.3	100.0	19.9	19.5	19.7	103.1	97.2	104.0	100.0	100.0	100.0
91.6	105.4	100.0	3.9	4.3	3.9	78.5	92.5	93.1	100.0	100.0	100.0
25.3	44.5	100.0	0.8	1.4	3.0	73.4	81.8	89.6	100.0	100.0	100.0
106.0	101.4	100.0	30.4	27.8	26.2	100.1	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0
89.1	96.1	100.0	21.5	22.2	22.1	84.5	89.0	99.6	100.0	100.0	100.0
62.5	84.2	100.0	5.4	7.0	7.9	71.3	82.8	88.0	100.0	100.0	100.0
132.8	135.8	100.0	0.3	0.3	0.2	93.2	171.9	142.7	88.7	96.0	95.2
91.5	95.4	100.0	100.0	100.0	100.0	91.3	93.6	98.5	95.5	94.9	94.2
88.7	97.0	100.0	1.5	1.6	1.6	65.8	70.5	70.7	100.0	100.0	100.0
99.9	98.2	100.0	6.3	6.2	5.9	75,530,483.8	74,244,315.6	75,606,281.0	100.0	100.0	100.0
92.6	92.9	100.0	90.0	90.4	91.1	89.5	89.4	94.9	100.0	100.0	100.0
77.1	88.0	100.0	0.0	0.0	0.0	51.5	51.8	53.8	100.0	100.0	100.0
146.4	114.0	100.0	2.2	1.7	1.4	98.7	97.2	113.9	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	—	0.0	—	—	0.0	—	—	—
93.7	93.6	100.0	100.0	100.0	100.0	95.2	95.0	100.1	100.0	100.0	100.0
96.6	97.2	100.0	41.4	40.8	35.8	94.5	95.4	98.1	99.6	99.6	99.6
98.1	98.1	100.0	0.0	0.0	0.0	96.3	96.3	101.4	100.0	100.0	100.0
64.1	80.6	100.0	33.2	40.9	43.3	103.9	94.9	95.5	100.0	100.0	100.0
98.2	94.4	100.0	13.2	12.4	11.2	84.1	84.6	85.9	99.1	99.3	99.4
113.8	53.3	100.0	12.2	5.6	8.9	84.0	60.7	69.5	100.0	100.0	100.0
—	38.3	100.0	—	0.3	0.7	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0
83.6	85.4	100.0	100.0	100.0	100.0	94.4	90.9	92.2	99.7	99.8	99.8

会計	款	収 入 済 額			前 年 度 比 較	
		平成29年度(A)	平成28年度(B)	平成27年度	C = A - B	C / B
国民 宿舎 湯来 ロッジ 等	1 使用料及び手数料	億 万 円 485 4230	億 万 円 485 4700	億 万 円 484 0440	億 万 円 △ 470	% 0.0
	2 財 産 収 入	14 5375	15 5075	15 5052	△ 9700	△ 6.3
	3 繰 入 金	2272 9572	2218 1469	2420 2188	54 8103	2.5
	4 諸 収 入	3648 0503	3689 4473	3665 8790	△ 41 3970	△ 1.1
	計	6420 9680	6408 5717	6585 6470	12 3963	0.2
駐 車 場 事 業	1 使用料及び手数料	7 4030	7 0230	7 0230	3800	5.4
	2 繰 越 金	708 3831	2799 3280	1300 0000	△ 2090 9449	△ 74.7
	3 諸 収 入	6 3918 2568	6 0496 0869	5 9817 7084	3422 1699	5.7
	4 市 債	1860 0000	1670 0000	0	190 0000	11.4
	△繰 入 金	—	—	257 5356	—	—
計	6 6494 0429	6 4972 4379	6 1382 2670	1521 6050	2.3	
開 発 事 業	1 開発事業基金収入	15 8832 4571	22 0181 3564	27 4411 9097	△ 6 1348 8993	△ 27.9
	2 西部開発事業収入	2945 4243	3 3503 8939	3 4613 5514	△ 3 0558 4696	△ 91.2
	3 五日市旧港整備 事業収入	203 9041	352 1280	170 9710	△ 148 2239	△ 42.1
	4 西広島駅北口地区 整備事業収入	739 5960	828 3830	761 7240	△ 88 7870	△ 10.7
	5 紙屋町地下街開発 事業収入	667 2000	667 2000	667 2000	0	0.0
	6 広島駅南口地区市街 地再開発事業収入	4150 0000	1 5223 2000	4150 0000	△ 1 1073 2000	△ 72.7
	△西風新都開発事業 収入	—	5 4300 0000	—	△ 5 4300 0000	△ 100.0
△若草町地区市街地再 開発事業収入	—	—	40 0000 0000	—	—	
計	16 7538 5815	32 5056 1613	71 4775 3561	△ 15 7517 5798	△ 48.5	
市 構 立 資 病 金 院 貸 機 付	1 貸付金元利収入	45 7182 2407	44 4421 1049	43 1270 0390	1 2761 1358	2.9
	2 市 債	20 6870 0000	18 8990 0000	24 7450 0000	1 7880 0000	9.5
	計	66 4052 2407	63 3411 1049	67 8720 0390	3 0641 1358	4.8

指 数			構 成 比			予 算 比			調 定 比		
平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
100.3	100.3	100.0	7.6	7.6	7.3	100.0	100.3	100.0	100.0	100.0	100.0
93.8	100.0	100.0	0.2	0.2	0.2	100.3	108.4	161.5	100.0	100.0	100.0
93.9	91.7	100.0	35.4	34.6	36.7	100.5	109.3	102.5	100.0	100.0	100.0
99.5	100.6	100.0	56.8	57.6	55.7	87.9	88.9	90.3	100.0	100.0	100.0
97.5	97.3	100.0	100.0	100.0	100.0	92.9	96.0	95.2	100.0	100.0	100.0
105.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	98.7	93.6	97.5	100.0	100.0	100.0
54.5	215.3	100.0	1.1	4.3	2.1	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
106.9	101.1	100.0	96.1	93.1	97.5	99.1	99.7	99.8	100.0	100.0	100.0
—	—	—	2.8	2.6	0.0	40.3	83.9	0.0	100.0	100.0	—
—	—	100.0	—	—	0.4	—	—	99.9	—	—	100.0
108.3	105.8	100.0	100.0	100.0	100.0	96.2	99.2	97.1	100.0	100.0	100.0
57.9	80.2	100.0	94.8	67.7	38.4	81.7	79.8	84.6	100.0	100.0	100.0
8.5	96.8	100.0	1.8	10.3	4.8	575.7	1,856.9	1,459.2	94.7	99.5	99.5
119.3	206.0	100.0	0.1	0.1	0.0	—	—	—	100.0	100.0	100.0
97.1	108.8	100.0	0.4	0.3	0.1	106.1	116.0	106.7	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	0.4	0.2	0.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	366.8	100.0	2.5	4.7	0.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	16.7	—	—	100.0	—	—	100.0	—
—	—	100.0	—	—	56.0	—	—	100.0	—	—	100.0
23.4	45.5	100.0	100.0	100.0	100.0	83.6	93.2	97.6	99.9	99.9	100.0
106.0	103.0	100.0	68.8	70.2	63.5	99.8	99.1	98.8	100.0	100.0	100.0
83.6	76.4	100.0	31.2	29.8	36.5	83.2	74.8	85.2	100.0	100.0	100.0
97.8	93.3	100.0	100.0	100.0	100.0	93.9	90.3	93.4	100.0	100.0	100.0

会計	款	収 入 済 額			前 年 度 比 較	
		平成29年度(A)	平成28年度(B)	平成27年度	C = A - B	C / B
元財		万 円	万 円	万 円	万 円	%
宇 産 品	1 財 産 収 入	5400	—	5400	5400	—
	2 繰 入 金	257 1360	39 0800	58 5000	218 0560	558.0
	3 繰 越 金	33 7105	40 0105	46 0705	△ 6 3000	△ 15.7
	4 諸 収 入	0	0	0	0	—
町区	計	291 3865	79 0905	105 1105	212 2960	268.4
三 入 財 産 区	1 財 産 収 入	912	13 3374	1195	△ 13 2462	△ 99.3
	2 繰 越 金	699 0196	717 2734	737 8174	△ 18 2538	△ 2.5
	△ 諸 収 入	—	—	1985	—	—
	計	699 1108	730 6108	738 1354	△ 31 5000	△ 4.3
砂 谷 財 産 区	1 財 産 収 入	1 7859	8 4672	2394	△ 6 6813	△ 78.9
	2 繰 越 金	1137 5339	1099 9983	1119 9714	37 5356	3.4
	3 諸 収 入	33 6180	49 6540	—	△ 16 0360	△ 32.3
	計	1172 9378	1158 1195	1120 2108	14 8183	1.3

指 数			構 成 比			予 算 比			調 定 比		
平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
100.0	—	100.0	0.2	—	0.5	—	—	—	100.0	—	100.0
439.5	66.8	100.0	88.2	49.4	55.7	65.6	14.9	22.2	100.0	100.0	100.0
73.2	86.8	100.0	11.6	50.6	43.8	102.2	102.6	114.6	100.0	100.0	100.0
—	—	—	0.0	0.0	0.0	—	—	—	0.0	0.0	0.0
277.2	75.2	100.0	100.0	100.0	100.0	68.6	26.2	34.6	8.3	2.5	3.3
76.3	11,161.0	100.0	0.0	1.8	0.0	91.2	80.8	119.5	100.0	100.0	100.0
94.7	97.2	100.0	100.0	98.2	100.0	1,595.9	2,598.8	2,176.5	100.0	100.0	100.0
—	—	100.0	—	—	0.0	—	—	—	—	—	100.0
94.7	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1,592.5	1,656.7	2,171.0	100.0	100.0	100.0
746.0	3,536.8	100.0	0.2	0.7	0.0	99.2	99.6	79.8	100.0	100.0	100.0
101.6	98.2	100.0	97.0	95.0	100.0	3,326.1	4,029.3	3,209.1	100.0	100.0	100.0
—	—	—	2.9	4.3	—	—	—	—	100.0	100.0	—
104.7	103.4	100.0	100.0	100.0	100.0	3,258.2	3,235.0	3,182.4	100.0	100.0	100.0

平成 29 年度 各 会 計

区 分	予 算 現 額			支 出 済 額				
	兆	億	万 円	兆	億	万 円	%	
一 般 会 計	議 会 費	16	3993	9000	15	7199	7543	0.2
	總 務 費	499	9295	3753	458	4294	7073	4.4
	民 生 費	2067	3229	8711	1969	5723	6974	19.0
	衛 生 費	687	9829	0442	648	2334	1638	6.2
	農 林 水 産 業 費	47	3394	1030	39	2628	4121	0.4
	商 工 費	226	8240	5442	177	8388	1531	1.7
	土 木 費	1090	6649	6744	923	5716	5294	8.9
	消 防 費	139	5920	6000	137	7249	8149	1.3
	教 育 費	960	4537	1600	927	0718	1400	8.9
	災 害 復 旧 費	7	5927	0960	4	9280	4608	0.0
	公 債 費	794	7767	9000	794	7039	6298	7.6
	諸 支 出 金	179	5911	5000	179	5911	5000	1.7
	予 備 費	4	0000	0000		(0)		—
	計	6722	4696	7682	6276	6484	9629	60.4
特 別 会 計	住 宅 資 金 貸 付		452	8000		452	7574	0.0
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付	6	4487	4000	4	7416	6915	0.0
	物 品 調 達		4517	4000		3804	9480	0.0
	公 債 管 理	1494	3875	7000	1494	2679	9022	14.4
	広 島 市 民 球 場	9	8035	1000	9	7081	9284	0.1
	用 地 先 行 取 得	1	0114	2000		1110	8736	0.0
	西 風 新 都	18	9369	4000	16	5358	2163	0.2
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	133	4983	4000	131	4028	4604	1.3
	介 護 保 険 事 業	956	9851	1000	891	2965	0246	8.6
	国 民 健 康 保 険 事 業	1459	3324	6000	1332	0558	8821	12.8
	競 輪 事 業	125	5922	4000	111	9889	7825	1.1
	中 央 卸 売 市 場 事 業	30	9718	4000	29	2224	0704	0.3
	国 民 宿 舎 湯 来 ロ ッ ジ 等		6911	5000		6420	9680	0.0
	駐 車 場 事 業	6	9111	4000	6	6494	0429	0.1
開 発 事 業	20	0403	0000	16	7538	5815	0.2	
市 立 病 院 機 構 資 金 貸 付	70	6899	3000	66	4052	2407	0.6	
元 宇 品 町 財 産 区		424	9000		263	4360	0.0	
三 入 財 産 区		43	9000		33	2471	0.0	
砂 谷 財 産 区		36	0000		20	4139	0.0	
計	4335	8481	9000	4112	2394	4675	39.6	
合 計	11058	3178	6682	10388	8879	4304	100.0	

(注) 予備費の()内は、充当額である。

歳 出 決 算 一 覧 表

予 算 比	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額						
	金 額	構 成 比	予 算 比	金 額	構 成 比	予 算 比				
%	億	万 円	%	%	億	万 円	%	%		
95.9		0	0.0	0.0	6794	1457	0.1	4.1		
91.7	25	8946	2172	12.8	5.2	15	6054	4508	3.3	3.1
95.3	5	9153	2000	2.9	0.3	91	8352	9737	19.7	4.4
94.2	15	0589	1821	7.4	2.2	24	6905	6983	5.3	3.6
82.9	3	9381	1817	1.9	8.3	4	1384	5092	0.9	8.7
78.4		96	0000	0.0	0.0	48	9756	3911	10.5	21.6
84.7	141	6979	1858	69.9	13.0	25	3953	9592	5.4	2.3
98.7		6193	9000	0.3	0.4	1	2476	8851	0.3	0.9
96.5	7	2135	9045	3.6	0.8	26	1683	1155	5.6	2.7
64.9	2	3150	0000	1.1	30.5		3496	6352	0.1	4.6
100.0			0	0.0	0.0		728	2702	0.0	0.0
100.0			0	0.0	0.0		0	0	0.0	0.0
—		—	—	—	—	4	0000	0000	0.9	100.0
93.4	202	6624	7713	100.0	3.0	243	1587	0340	52.1	3.6
100.0			0	0.0	0.0		426	0	0.0	0.0
73.5			0	0.0	0.0	1	7070	7085	0.4	26.5
84.2			0	0.0	0.0		712	4520	0.0	15.8
100.0			0	0.0	0.0		1195	7978	0.0	0.0
99.0			0	0.0	0.0		953	1716	0.0	1.0
11.0			0	0.0	0.0		9003	3264	0.2	89.0
87.3			0	0.0	0.0	2	4011	1837	0.5	12.7
98.4			0	0.0	0.0	2	0954	9396	0.4	1.6
93.1			0	0.0	0.0	65	6886	0754	14.1	6.9
91.3			0	0.0	0.0	127	2765	7179	27.3	8.7
89.2			0	0.0	0.0	13	6032	6175	2.9	10.8
94.4			0	0.0	0.0	1	7494	3296	0.4	5.6
92.9			0	0.0	0.0		490	5320	0.0	7.1
96.2			0	0.0	0.0		2617	3571	0.1	3.8
83.6			0	0.0	0.0	3	2864	4185	0.7	16.4
93.9			0	0.0	0.0	4	2847	0593	0.9	6.1
62.0			0	0.0	0.0		161	4640	0.0	38.0
75.7			0	0.0	0.0		10	6529	0.0	24.3
56.7			0	0.0	0.0		15	5861	0.0	43.3
94.8			0	0.0	0.0	223	6087	4325	47.9	5.2
93.9	202	6624	7713	100.0	1.8	466	7674	4665	100.0	4.2

資料 7

各会計歳出決算

会 計	支 出 済 額									前 年 度						
	平成29年度(A)			平成28年度(B)			平成27年度			C=A-B						
	兆	億	万	円	兆	億	万	円	兆	億	万	円	億	万	円	
一 般 会 計	6276	6484	9629	5889	1901	9253	5868	0274	5927	387	4583	0376				
特 別 会 計	住 宅 資 金 貸 付	452	7574	715	3196	1124	7315	△ 262	5622							
	母子父子寡婦福祉資金貸付	4	7416	6915	5	0731	7055	5	4442	9763	△ 3315	0140				
	物 品 調 達	3804	9480	4352	7547	4421	9904	△ 547	8067							
	公 債 管 理	1494	2679	9022	1507	8373	1847	1541	8523	9521	△ 13	5693	2825			
	広 島 市 民 球 場	9	7081	9284	9	4448	9775	9	1151	5249	2632	9509				
	用 地 先 行 取 得	1110	8736	1099	5743	1091	5826	11	2993							
	西 風 新 都	16	5358	2163	11	3435	0332	9	3825	0979	5	1923	1831			
	後期高齢者医療事業	131	4028	4604	126	3130	7982	117	1417	3710	5	0897	6622			
	介 護 保 険 事 業	891	2965	0246	858	9874	6615	841	5654	9442	32	3090	3631			
	国民健康保険事業	1332	0558	8821	1389	2243	2574	1456	5032	7454	△ 57	1684	3753			
	競 輪 事 業	111	9889	7825	111	7669	5281	120	0963	4189	2220	2544				
	中央卸売市場事業	29	2224	0704	29	8517	8465	34	8715	1654	△ 6293	7761				
	国民宿舎湯来ロッジ等	6420	9680	6408	5717	6585	6470	12	3963							
	駐 車 場 事 業	6	6494	0429	6	4264	0548	5	8582	9390	2229	9881				
	開 発 事 業	16	7538	5815	32	5056	1613	71	4775	3561	△ 15	7517	5798			
	市立病院機構資金貸付	66	4052	2407	63	3411	1049	67	8720	0390	3	0641	1358			
	元 宇 品 町 財 産 区	263	4360	45	3800	65	1000	218	0560							
	三 入 財 産 区	33	2471	31	5912	20	8620	1	6559							
	砂 谷 財 産 区	20	4139	20	5856	20	2125	△ 1717								
計	4112	2394	4675	4153	3830	0907	4282	5135	6562	△ 41	1435	6232				
合 計	1	0388	8879	4304	1	0042	5732	0160	1	0150	5410	2489	346	3147	4144	

年 度 比 較 表

比 較	指 数			構 成 比			予 算 比		
	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度
C/B	%	%	%	%	%	%	%	%	%
6.6	107.0	100.4	100.0	60.4	58.6	57.8	93.4	92.5	91.9
△ 36.7	40.3	63.6	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	97.7	94.6
△ 6.5	87.1	93.2	100.0	0.0	0.1	0.1	73.5	75.8	78.0
△ 12.6	86.0	98.4	100.0	0.0	0.0	0.0	84.2	86.2	83.1
△ 0.9	96.9	97.8	100.0	14.4	15.0	15.2	100.0	100.0	100.0
2.8	106.5	103.6	100.0	0.1	0.1	0.1	99.0	98.1	97.3
1.0	101.8	100.7	100.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.3	88.3
45.8	176.2	120.9	100.0	0.2	0.1	0.1	87.3	91.1	88.4
4.0	112.2	107.8	100.0	1.3	1.3	1.2	98.4	98.1	94.3
3.8	105.9	102.1	100.0	8.6	8.6	8.3	93.1	95.0	97.7
△ 4.1	91.5	95.4	100.0	12.8	13.8	14.3	91.3	93.6	98.5
0.2	93.2	93.1	100.0	1.1	1.1	1.2	89.2	89.0	94.3
△ 2.1	83.8	85.6	100.0	0.3	0.3	0.3	94.4	90.9	91.9
0.2	97.5	97.3	100.0	0.0	0.0	0.0	92.9	96.0	95.2
3.5	113.5	109.7	100.0	0.1	0.1	0.1	96.2	98.1	92.7
△ 48.5	23.4	45.5	100.0	0.2	0.3	0.7	83.6	93.2	97.6
4.8	97.8	93.3	100.0	0.6	0.6	0.7	93.9	90.3	93.4
480.5	404.7	69.7	100.0	0.0	0.0	0.0	62.0	15.0	21.4
5.2	159.4	151.4	100.0	0.0	0.0	0.0	75.7	71.6	61.4
△ 0.8	101.0	101.8	100.0	0.0	0.0	0.0	56.7	57.5	57.4
△ 1.0	96.0	97.0	100.0	39.6	41.4	42.2	94.8	96.0	98.4
3.4	102.3	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0	93.9	93.9	94.5

資料 8

各 会 計 款 別 歳 出

(1) 一 般 会 計

款	支 出 濟 額						前 年 度						
	平成29年度(A)		平成28年度(B)		平成27年度		C = A - B						
	億	万	円	億	万	円	億	万	円	億	万	円	
1 議 会 費	15	7199	7543	16	0127	8918	16	7560	8529	△	2928	1375	
2 総 務 費	458	4294	7073	479	1036	1409	477	9984	5825	△	20	6741	4336
3 民 生 費	1969	5723	6974	1971	1637	3327	1922	1722	7118	△	1	5913	6353
4 衛 生 費	648	2334	1638	653	6134	0537	653	8188	7447	△	5	3799	8899
5 農 林 水 産 業 費	39	2628	4121	42	0195	4339	38	2003	5802	△	2	7567	0218
6 商 工 費	177	8388	1531	200	5219	5718	227	7266	3557	△	22	6831	4187
7 土 木 費	923	5716	5294	1010	7492	7543	901	6999	7335	△	87	1776	2249
8 消 防 費	137	7249	8149	134	7449	0247	168	3493	6481	2	9800	7902	
9 教 育 費	927	0718	1400	431	9045	2319	430	1329	6746	495	1672	9081	
10 災 害 復 旧 費	4	9280	4608	11	1382	4067	60	9375	4229	△	6	2101	9459
11 公 債 費	794	7039	6298	758	6970	4829	780	8448	9858	36	0069	1469	
12 諸 支 出 金	179	5911	5000	179	5211	6000	189	3900	3000	699	9000		
13 予 備 費		(0)	(2	8115	8274)	(457	2680)	(△	2	8115	8274)		
計	6276	6484	9629	5889	1901	9253	5868	0274	5927	387	4583	0376	

(注) 予備費の()内は、充当額である。

決 算 年 度 比 較 表

比 較	指 数			構 成 比			予 算 比			
	C/B	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
△ 1.8	93.8	95.6	100.0	0.3	0.3	0.3	95.9	96.4	95.6	
△ 4.3	95.9	100.2	100.0	7.3	8.1	8.1	91.7	92.6	94.0	
△ 0.1	102.5	102.5	100.0	31.4	33.5	32.8	95.3	95.3	95.9	
△ 0.8	99.1	100.0	100.0	10.3	11.1	11.1	94.2	95.3	96.4	
△ 6.6	102.8	110.0	100.0	0.6	0.7	0.7	82.9	84.4	82.3	
△ 11.3	78.1	88.1	100.0	2.8	3.4	3.9	78.4	77.6	77.2	
△ 8.6	102.4	112.1	100.0	14.7	17.2	15.4	84.7	83.6	82.5	
2.2	81.8	80.0	100.0	2.2	2.3	2.9	98.7	94.9	99.3	
114.6	215.5	100.4	100.0	14.8	7.3	7.3	96.5	92.8	83.3	
△ 55.8	8.1	18.3	100.0	0.1	0.2	1.0	64.9	65.2	75.1	
4.7	101.8	97.2	100.0	12.7	12.9	13.3	100.0	100.0	100.0	
0.0	94.8	94.8	100.0	2.9	3.0	3.2	100.0	100.0	100.0	
(△ 100.0)	(0.0)	(6,148.7)	(100.0)	—	—	—	—	—	—	
6.6	107.0	100.4	100.0	100.0	100.0	100.0	93.4	92.5	91.9	

(2) 特別会計

会計	款	支出済額						前年度	
		平成29年度(A)		平成28年度(B)		平成27年度		C = A - B	
		億	万円	億	万円	億	万円	億	万円
住宅資金貸付	1 総務費	187	6000	56	4389	330	6240	131	1611
	2 公債費	265	1574	658	8807	794	1075	△ 393	7233
	3 予備費	(10	0000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(10	0000)
	計	452	7574	715	3196	1124	7315	△ 262	5622
福祉資金貸付	1 貸付事業費	4	7416 6915	5	0731 7055	5	4442 9763	△ 3315	0140
	2 予備費		(0)		(0)		(0)		(0)
	計	4	7416 6915	5	0731 7055	5	4442 9763	△ 3315	0140
物品調達	1 物品調達費	3804	9480	4352	7547	4421	9904	△ 547	8067
	2 予備費		(0)		(0)		(0)		(0)
	計	3804	9480	4352	7547	4421	9904	△ 547	8067
公債管理	1 公債費	1494	2679 9022	1507	8373 1847	1541	8523 9521	△ 13	5693 2825
	計	1494	2679 9022	1507	8373 1847	1541	8523 9521	△ 13	5693 2825
広島市民球場	1 事業費	3	8596 1220	3	5066 2601	3	1027 6537		3529 8619
	2 公債費	5	8485 8064	5	9382 7174	6	0123 8712	△ 896	9110
	3 予備費	(349	3634)	(0)	(0)	(0)	(0)	(349	3634)
	計	9	7081 9284	9	4448 9775	9	1151 5249		2632 9509
用地先行取得	1 公用地先行費	1016	7424	1016	7424	1016	7424		0
	2 都市開発資金事業費	94	1312	82	8319	74	8402	11	2993
	計	1110	8736	1099	5743	1091	5826	11	2993
西風新都	1 事業費	16	5358 2163	5	9135 0332	9	3825 0979	10	6223 1831
	△ 繰出金		—	5	4300 0000		—	△ 5	4300 0000
	計	16	5358 2163	11	3435 0332	9	3825 0979	5	1923 1831
後期高齢者医療事業	1 総務費	1	6307 0540	1	3235 1458	2	2722 5060		3071 9082
	2 後期高齢者医療金	129	5198 4112	124	7740 3946	114	5869 8605	4	7458 0166
	3 諸支出金	2522	9952	2155	2578	2825	0045	367	7374
	4 予備費		(0)		(0)	(400	0000)		(0)
	計	131	4028 4604	126	3130 7982	117	1417 3710	5	0897 6622

(注) 予備費の()内は、充当額である。

比較	指数			構成比			予算比		
	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
C/B	%	%	%	%	%	%	%	%	%
232.4	56.7	17.1	100.0	41.4	7.9	29.4	100.0	89.2	86.0
△ 59.8	33.4	83.0	100.0	58.6	92.1	70.6	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△ 36.7	40.3	63.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.7	94.6
△ 6.5	87.1	93.2	100.0	100.0	100.0	100.0	73.5	75.8	78.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△ 6.5	87.1	93.2	100.0	100.0	100.0	100.0	73.5	75.8	78.0
△ 12.6	86.0	98.4	100.0	100.0	100.0	100.0	84.6	86.5	83.4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△ 12.6	86.0	98.4	100.0	100.0	100.0	100.0	84.2	86.2	83.1
△ 0.9	96.9	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
△ 0.9	96.9	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10.1	124.4	113.0	100.0	39.8	37.1	34.0	99.3	97.6	95.4
△ 1.5	97.3	98.8	100.0	60.2	62.9	66.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.8	106.5	103.6	100.0	100.0	100.0	100.0	99.0	98.1	97.3
0.0	100.0	100.0	100.0	91.5	92.5	93.1	100.0	100.0	100.0
13.6	125.8	110.7	100.0	8.5	7.5	6.9	1.0	1.0	34.2
1.0	101.8	100.7	100.0	100.0	100.0	100.0	11.0	11.3	88.3
179.6	176.2	63.0	100.0	100.0	52.1	100.0	87.3	84.3	88.4
△ 100.0	—	—	—	—	47.9	—	—	100.0	—
45.8	176.2	120.9	100.0	100.0	100.0	100.0	87.3	91.1	88.4
23.2	71.8	58.2	100.0	1.2	1.0	1.9	89.2	72.5	87.0
3.8	113.0	108.9	100.0	98.6	98.8	97.8	98.7	98.6	94.5
17.1	89.3	76.3	100.0	0.2	0.2	0.2	63.3	58.1	90.1
—	(0.0)	(0.0)	(100.0)	—	—	—	—	—	—
4.0	112.2	107.8	100.0	100.0	100.0	100.0	98.4	98.1	94.3

会計	款	支出済額						前年度						
		平成29年度(A)		平成28年度(B)		平成27年度		C = A - B						
		億万円		億万円		億万円		億万円						
介護保険事業	1 総務費	18	4605	3035	18	0942	9697	18	8439	6763	3662	3338		
	2 保険給付費	820	4858	7363	810	4199	7467	799	1936	0482	10	0658	9896	
	3 地域支援事業費	39	4685	2438	21	5313	5230	17	3932	6221	17	9371	7208	
	4 基金積立金	6	9292	7162	2	1067	5343		9418	0815	4	8225	1819	
	5 諸支出金	5	9523	0248	6	8350	8878	5	1928	5161	△	8827	8630	
	6 予備費			(0)			(0)	(260	9608)			(0)	
	計	891	2965	0246	858	9874	6615	841	5654	9442	32	3090	3631	
国民健康保険事業	1 総務費	15	0274	5927	13	3457	6174	15	3644	9865	1	6816	9753	
	2 保険給付費	1309	1006	8666	1369	1793	1761	1431	1756	5909	△	60	0786	3095
	3 諸支出金	7	9277	4228	6	6992	4639	9	9631	1680	1	2284	9589	
	4 予備費			(0)			(0)	(1000	0000)			(0)	
	計	1332	0558	8821	1389	2243	2574	1456	5032	7454	△	57	1684	3753
競輪事業	1 総務費	2	9954	5094	3	0296	4482	3	2104	6191	△	341	9388	
	2 開催費	105	5063	0478	105	6391	9361	113	9616	9044	△	1328	8883	
	3 諸支出金	3	4872	2253	3	0023	8120	2	6575	1000		4848	4133	
	4 予備費		(385	8253)			(0)		(385	8253)		
	△ 施設整備費			—		957	3318		2666	7954	△	957	3318	
	計	111	9889	7825	111	7669	5281	120	0963	4189		2220	2544	
中市場卸売業	1 中央卸売市場費	25	2344	0494	24	2126	4036	25	6141	2092	1	0217	6458	
	2 公債費	3	9880	0210	5	6391	4429	9	2573	9562	△	1	6511	4219
	3 予備費			(0)			(0)			(0)			(0)	
	計	29	2224	0704	29	8517	8465	34	8715	1654	△	6293	7761	
国湯来民宿ジ舎等	1 事業費		640	0716		540	1536		658	8216		99	9180	
	2 公債費		5780	8964		5868	4181		5926	8254	△	87	5217	
	3 予備費			(0)			(0)			(0)			(0)	
	計		6420	9680		6408	5717		6585	6470		12	3963	

(注) 予備費の()内は、充当額である。

比較	指数			構成比			予算比		
	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
C/B	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2.0	98.0	96.0	100.0	2.1	2.1	2.2	92.4	86.9	89.4
1.2	102.7	101.4	100.0	92.1	94.3	95.0	93.8	95.4	98.3
83.3	226.9	123.8	100.0	4.4	2.5	2.1	80.3	87.5	82.4
228.9	735.7	223.7	100.0	0.8	0.2	0.1	99.8	98.8	96.5
△ 12.9	114.6	131.6	100.0	0.7	0.8	0.6	99.9	99.9	100.0
—	(0.0)	(0.0)	(100.0)	—	—	—	—	—	—
3.8	105.9	102.1	100.0	100.0	100.0	100.0	93.1	95.0	97.7
12.6	97.8	86.9	100.0	1.1	1.0	1.1	92.7	83.4	88.2
△ 4.4	91.5	95.7	100.0	98.3	98.6	98.3	91.2	93.7	98.6
18.3	79.6	67.2	100.0	0.6	0.5	0.7	96.1	98.6	100.0
—	(0.0)	(0.0)	(100.0)	—	—	—	—	—	—
△ 4.1	91.5	95.4	100.0	100.0	100.0	100.0	91.3	93.6	98.5
△ 1.1	93.3	94.4	100.0	2.7	2.7	2.7	80.8	79.9	75.1
△ 0.1	92.6	92.7	100.0	94.2	94.5	94.9	89.2	89.3	95.2
16.1	131.2	113.0	100.0	3.1	2.7	2.2	100.0	96.1	89.4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△ 100.0	—	35.9	100.0	—	0.1	0.2	—	41.6	76.2
0.2	93.2	93.1	100.0	100.0	100.0	100.0	89.2	89.0	94.3
4.2	98.5	94.5	100.0	86.4	81.1	73.5	93.9	89.5	89.8
△ 29.3	43.1	60.9	100.0	13.6	18.9	26.5	99.5	99.0	99.3
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△ 2.1	83.8	85.6	100.0	100.0	100.0	100.0	94.4	90.9	91.9
18.5	97.2	82.0	100.0	10.0	8.4	10.0	62.1	76.2	74.0
△ 1.5	97.5	99.0	100.0	90.0	91.6	90.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.2	97.5	97.3	100.0	100.0	100.0	100.0	92.9	96.0	95.2

会計	款	支出済額			前年度
		平成29年度(A)	平成28年度(B)	平成27年度	C = A - B
		億万円	億万円	億万円	億万円
駐車場事業	1 駐車場事業費	2 9559 2933	2 7330 1475	2 1364 8036	2229 1458
	2 公債費	3 6934 7496	3 6933 9073	3 7218 1354	8423
	3 予備費	(0)	(0)	(0)	(0)
	計	6 6494 0429	6 4264 0548	5 8582 9390	2229 9881
開発事業	1 西部開発事業費	1084 5522	917 3759	1134 3949	167 1763
	2 安佐地区開発事業費	1 9617 0254	1 9705 4969	1 9804 5353	△ 88 4715
	3 五日市旧港整備事業費	1040 1347	1089 7376	1 6562 2094	△ 49 6029
	4 西風新都開発事業費	14 4879 9560	3 8514 6786	7 3777 2224	10 6365 2774
	5 西広島駅北口地区整備事業費	788 0953	44 5163	3455 5165	743 5790
	6 広島駅南口地区市街地再開発事業費	0	21 0122 6384	19 9551 8818	△ 21 0122 6384
	7 諸支出金	128 8179	5 4661 7176	20 0489 5958	△ 5 4532 8997
	8 予備費	(0)	(0)	(0)	(0)
	△ 若草町地区市街地再開発事業費	-	-	20 0000 0000	-
計	16 7538 5815	32 5056 1613	71 4775 3561	△ 15 7517 5798	
市構立資病院貸機付	1 貸付事業費	20 6870 0000	18 8990 0000	24 7450 0000	1 7880 0000
	2 公債費	45 7182 2407	44 4421 1049	43 1270 0390	1 2761 1358
元財	計	66 4052 2407	63 3411 1049	67 8720 0390	3 0641 1358
宇産品	1 総務費	263 4360	45 3800	65 1000	218 0560
	2 予備費	(0)	(0)	(0)	(0)
町区	計	263 4360	45 3800	65 1000	218 0560
三入財産区	1 総務費	33 2471	31 5912	20 8620	1 6559
	2 予備費	(0)	(0)	(0)	(0)
	計	33 2471	31 5912	20 8620	1 6559

(注) 予備費の()内は、充当額である。

比較	指数			構成比			予算比			
	C/B	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
8.2	138.4	127.9	100.0	44.5	42.5	36.5	94.8	99.2	85.7	
0.0	99.2	99.2	100.0	55.5	57.5	63.5	100.0	100.0	99.9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3.5	113.5	109.7	100.0	100.0	100.0	100.0	96.2	98.1	92.7	
18.2	95.6	80.9	100.0	0.6	0.3	0.2	59.3	56.6	47.9	
△ 0.4	99.1	99.5	100.0	11.7	6.1	2.8	100.0	100.0	100.0	
△ 4.6	6.3	6.6	100.0	0.6	0.3	2.3	59.7	63.5	93.8	
276.2	196.4	52.2	100.0	86.5	11.8	10.3	84.6	76.8	85.7	
1,670.4	22.8	1.3	100.0	0.5	0.0	0.5	17.9	0.7	98.0	
△ 100.0	0.0	105.3	100.0	0.0	64.6	27.9	0.0	98.8	100.0	
△ 99.8	0.1	27.3	100.0	0.1	16.8	28.0	22.8	98.1	99.2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	100.0	-	-	28.0	-	-	100.0	
△ 48.5	23.4	45.5	100.0	100.0	100.0	100.0	83.6	93.2	97.6	
9.5	83.6	76.4	100.0	31.2	29.8	36.5	83.2	74.8	85.2	
2.9	106.0	103.0	100.0	68.8	70.2	63.5	99.8	99.1	98.8	
4.8	97.8	93.3	100.0	100.0	100.0	100.0	93.9	90.3	93.4	
480.5	404.7	69.7	100.0	100.0	100.0	100.0	63.5	15.5	22.1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
480.5	404.7	69.7	100.0	100.0	100.0	100.0	62.0	15.0	21.4	
5.2	159.4	151.4	100.0	100.0	100.0	100.0	98.1	92.6	86.9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5.2	159.4	151.4	100.0	100.0	100.0	100.0	75.7	71.6	61.4	

会 計	款	支 出 済 額			前 年 度
		平成29年度(A)	平成28年度(B)	平成27年度	C = A - B
		万 円	万 円	万 円	円
砂 谷 財 産 区	1 総 務 費	10,8632	11,0348	10,6618	△ 1716
	2 繰 出 金	9,5507	9,5508	9,5507	△ 1
	3 予 備 費	(0)	(0)	(0)	(0)
	計	20,4139	20,5856	20,2125	△ 1717

(注) 予備費の()内は、充当額である。

比 較	指 数			構 成 比			予 算 比			
	C/B	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度	平 成 29年度	平 成 28年度	平 成 27年度
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
△ 1.6	101.9	103.5	100.0	53.2	53.6	52.7	50.8	52.1	51.8	
0.0	100.0	100.0	100.0	46.8	46.4	47.3	99.5	99.5	99.5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
△ 0.8	101.0	101.8	100.0	100.0	100.0	100.0	56.7	57.5	57.4	

各会計翌年度繰越額及び

不用額年度比較表

区 分	翌 年 度 繰 越 額									
	金 額			前 年 度 比 較		平 成 29年度				
	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	平成27年度	C = A - B	C / B					
億 万 円	億 万 円	億 万 円	億 万 円	%	%					
一 般 会 計	25 8946	17 2248	11 5747	8 6698	50.3	5.2				
議 会 費	0	0	0	0	-	0.0				
総 務 費	25 8946	17 2248	11 5747	8 6698	50.3	5.2				
民 生 費	5 9153	29 9895	35 9321	△ 24 0742	△ 80.3	0.3				
衛 生 費	15 0589	6 6895	4 3731	8 3693	125.1	2.2				
農 林 水 産 業 費	3 9381	4 2953	2 8217	△ 3571	△ 8.3	8.3				
商 工 費	96 0000	1835 3442	4796 0000	△ 1739 3442	△ 94.8	0.0				
土 木 費	141 6979	139 2360	164 0585	2 4618	1.8	13.0				
消 防 費	6193 9000	3 1457 7000	1250 0000	△ 2 5263	△ 80.3	0.4				
教 育 費	7 2135	7 7224	60 0468	△ 5088	△ 6.6	0.8				
災 害 復 旧 費	2 3150	5 2477	7 4815	△ 2 9327	△ 55.9	30.5				
公 債 費	0	0	0	0	-	0.0				
諸 支 出 金	0	0	0	0	-	0.0				
予 備 費	-	-	-	-	-	-				
計	202 6624	7713 213 7347	1682 286 8932	△ 11 0722	△ 5.2	3.0				
特 別 会 計	0	0	0	0	-	0.0				
住 宅 資 金 貸 付	0	0	0	0	-	0.0				
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付	0	0	0	0	-	0.0				
物 品 調 達	0	0	0	0	-	0.0				
公 債 管 理	0	0	0	0	-	0.0				
広 島 市 民 球 場	0	0	0	0	-	0.0				
用 地 先 行 取 得	0	0	0	0	-	0.0				
西 風 新 都	0	0	0	0	-	0.0				
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	0	0	0	0	-	0.0				
介 護 保 険 事 業	0	0	0	0	-	0.0				
国 民 健 康 保 険 事 業	0	0	0	0	-	0.0				
競 輪 事 業	0	0	0	0	-	0.0				
中 央 卸 売 市 場 事 業	0	6730 0000	6360 0000	△ 6730 0000	△ 100.0	0.0				
国 民 宿 舎 湯 来 ロ ッ ジ 等	0	0	0	0	-	0.0				
駐 車 場 事 業	0	0	2799 3280	0	-	0.0				
開 発 事 業	0	0	0	0	-	0.0				
市 立 病 院 機 構 資 金 貸 付	0	0	0	0	-	0.0				
元 宇 品 町 財 産 区	0	0	0	0	-	0.0				
三 入 財 産 区	0	0	0	0	-	0.0				
砂 谷 財 産 区	0	0	0	0	-	0.0				
計	0	6730 0000	9159 3280	△ 6730 0000	△ 100.0	0.0				
合 計	202 6624	7713 214 4077	1682 287 8091	△ 11 7452	△ 5.5	1.8				

予 算 比	不 用 額									
	金 額			前 年 度 比 較		予 算 比				
	平成28年度	平成27年度	平成29年度 (D)	平成28年度 (E)	平成27年度	F = D - E	F / E	平成29年度	平成28年度	平成27年度
%	%	億 万 円	億 万 円	億 万 円	億 万 円	%	%	%	%	%
0.0	0.0	6794 1457	5994 7082	7716 3471	799 4375	13.3	4.1	3.6	4.4	
3.3	2.3	15 6054	4508 20 8372	9511 19 1452	2464 △ 5 2318	5003 △ 25.1	3.1	4.0	3.8	
1.4	1.8	91 8352	9737 67 4570	0354 46 9156	1890 24 3782	9383 36.1	4.4	3.3	2.3	
1.0	0.6	24 6905	6983 25 3165	3179 20 3183	5088 △ 6259	6196 △ 2.5	3.6	3.7	3.0	
8.6	6.1	4 1384	5092 3 4587	1316 5 3955	0175 6797	3776 19.7	8.7	6.9	11.6	
0.1	0.2	48 9756	3911 57 5522	7479 66 7879	2443 △ 8 5766	3568 △ 14.9	21.6	22.3	22.6	
11.5	15.0	25 3953	9592 58 9127	4358 27 6511	2443 △ 33 5173	4766 △ 56.9	2.3	4.9	2.5	
2.2	0.1	1 2476	8851 4 1359	9507 9930	5919 △ 2 8883	0656 △ 69.8	0.9	2.9	0.6	
1.7	11.6	26 1683	1155 25 5765	5615 26 4348	3020 5917	5540 2.3	2.7	5.5	5.1	
30.7	9.2	3496	6352 6988	2877 12 7766	0277 △ 3491	6525 △ 50.0	4.6	4.1	15.7	
0.0	0.0	728 2702	962 8171	2448 1142	△ 234 5469	△ 24.4	0.0	0.0	0.0	
0.0	0.0	0	0	0	0	-	0.0	0.0	0.0	
-	-	4 0000	0000 1 1884	1726 3 9542	7320 2 8115	8274 236.6	100.0	100.0	100.0	
3.4	4.5	243 1587	0340 265 8301	1175 231 3889	5652 △ 22 6714	0835 △ 8.5	3.6	4.2	3.6	
0.0	0.0	426	16 9804	63 8685	△ 16 9378	△ 99.7	0.0	2.3	5.4	
0.0	0.0	1 7070	7085 1 6170	2945 1 5360	6237 900	4140 5.6	26.5	24.2	22.0	
0.0	0.0	712 4520	699 2453	898 6096	13 2067	1.9	15.8	13.8	16.9	
0.0	0.0	1195 7978	4554 9153	7202 6479	△ 3359	1175 △ 73.7	0.0	0.0	0.0	
0.0	0.0	953 1716	1862 8225	2505 8751	△ 909	6509 △ 48.8	1.0	1.9	2.7	
0.0	0.0	9003 3264	8590 2257	144 0174	413 1007	4.8	89.0	88.7	11.7	
0.0	0.0	2 4011	1837 1 1034	4668 1 2321	8021 1 2976	7169 117.6	12.7	8.9	11.6	
0.0	0.0	2 0954	9396 2 4238	9018 7 0419	1290 △ 3283	9622 △ 13.5	1.6	1.9	5.7	
0.0	0.0	65 6886	0754 45 2077	7385 20 1559	0558 20 4808	3369 45.3	6.9	5.0	2.3	
0.0	0.0	127 2765	7179 95 6003	0426 22 7899	0546 31 6762	6753 33.1	8.7	6.4	1.5	
0.0	0.0	13 6032	6175 13 7844	0719 7 3221	6811 △ 1811	4544 △ 1.3	10.8	11.0	5.7	
2.0	1.7	1 7494	3296 2 3181	1535 2 4277	9346 △ 5686	8239 △ 24.5	5.6	7.1	6.4	
0.0	0.0	490 5320	269 1283	331 5530	221 4037	82.3	7.1	4.0	4.8	
0.0	4.4	2617 3571	1230 2732	1815 2330	1387 0839	112.7	3.8	1.9	2.9	
0.0	0.0	3 2864	4185 2 3546	8387 1 7363	2439 9317	5798 39.6	16.4	6.8	2.4	
0.0	0.0	4 2847	0593 6 7703	8951 4 7854	9610 △ 2 4856	8358 △ 36.7	6.1	9.7	6.6	
0.0	0.0	161 4640	256 6200	239 1000	△ 95 1560	△ 37.1	38.0	85.0	78.6	
0.0	0.0	10 6529	12 5088	13 1380	△ 1 8559	△ 14.8	24.3	28.4	38.6	
0.0	0.0	15 5861	15 2144	14 9875	△ 3717	2.4	43.3	42.5	42.6	
0.0	0.0	223 6087	4325 172 9308	3373 70 3506	5158 50 6779	0952 29.3	5.2	4.0	1.6	
2.0	2.7	466 7674	4665 438 7609	4548 301 7396	0810 28 0065	0117 6.4	4.2	4.1	2.8	

; 監 査 結 果 等 総 括 表
(平成29年度に属する事務事業)

1 定期監査等

(1) 監査の結果

対象局等	件 名	指 摘 内 容
道路交通局	道路占用料の徴収事務について	<p>道路占用料の督促事務について、督促状を送付していない事例や送付時期を過ぎてまとめて送付している事例が見受けられた。また、道路占用料の調定事務について、継続して許可をしているにもかかわらず調定漏れや誤って調定を削除した事例が見受けられた。</p> <p>については、内部統制の観点から、当該事務を行う各区の維持管理課及び制度所管課である道路交通局道路管理課が連携して、適正な督促事務を行うとともに、調定漏れ等の防止策を講じるなど法令を遵守した事務処理を徹底されたい。</p>

(注) 上記のほか、専ら内部の事務に関する軽易な事項で、実地監査の場で直ちに是正改善できるもの等について、口頭で指摘を行ったものがある。

参 考 1

平成29年度包括外部監査結果報告の概要（抜粋） （文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等 について）

1 監査結果の概要

(1) 公金の管理について（広島市温品公民館）

広島市温品公民館の事務室は、その奥に印刷機が据え付けられており、これを利用する者の立入りが許されているところ、收受された使用料等の公金が、開館時間中は、施錠されていない職員の机の引き出しの中に紙製の箱に入れて保管され、終業後になって、金庫に入れて保管されている事案が見受けられた。

地方自治法第243条は、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないと定め、地方自治法施行令第158条第1項第1号は、使用料について、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができることと定めている。

広島市は、公益財団法人広島市文化財団との間で広島市公民館使用料収納事務委託契約を締結し、広島市公民館条例第6条に規定する公民館に係る使用料収納事務を同財団に委託している。そして、広島市公民館使用料収納事務委託契約書第6条は、公益財団法人広島市文化財団は、収納事務を処理するに当たっては、本契約、広島市会計規則等関係規定及び広島市の指示を遵守しなければならないと定め、徴収・収納及び支出事務受託者の公金の取扱いについて、事務処理上の留意点をまとめた「公金取扱事務手引書」は、第1の5現金の保管の項において、収納した現金は、金庫、金融機関の保護預けを利用する等安全で確実な方法で保管すると定めている。

したがって、以上の規範等の定めからすれば、収納した現金は、金庫、金融機関の保護預けを利用する等安全で確実な方法で保管すると定めている同手引書第1の5は厳格に解されるべきものであり、収納した現金を、金庫を利用して保管する、あるいは金融機関の保護預けを利用して保管する以外の方法で保管する場合においては、これらの方法と同等又はそれ以上安全で確実な方法で保管しなければならないと解すべきである。

これを本件に当てはめると、開館時間中、施錠されていない職員の机の引き出しの中に紙製の箱に入れて保管する行為は、金庫を利用して保管する、金融機関の保護預けを利用して保管する方法と同等又はそれ以上安全で確実な方法で保管しているとはいえないばかりか、公金が窃取されるおそれがある。広島市においては、受託者に対し、速やかに改善するよう指導すべきである。

(2) 目的外使用について（広島市戸坂福祉センター）

広島市戸坂福祉センターにおいて、戸坂城山学区社会福祉協議会が、広島市から行政財産使用許可を受けている許可部分及び許可面積を超えて同建物を使用している事案が見受けられた。

地方自治法第238条の4第7項は、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることと定め、同条第9項は、第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会はその許可を取り消すことができると定めていることからすると、許可の条件は、これが使用者によって遵守される限りにおいて、行政財産の用途又は目的を妨げないとの判断のもと定められたものと解するほかない。また、同協議会は、その使用面積に応じた実費相当額を負担しなければならないところ、許可面積を超えて使用する部分については、広島市に損害が生じることになる。

広島市においては、同協議会に対し、許可条件を遵守するよう是正指導すべきである。

(3) 私物を保管させている行為について（広島市戸坂福祉センター）

広島市戸坂福祉センターに設置されている研修室（作業室）及び娛樂室（ミュージックルーム）に据え付けられている収納棚に、サークルにより施錠させ、鍵を所持させた上で、その私物を保管させ、指定管理者はその鍵を所持していないという事案が見受けられた。

本件事案は、同福祉センターの場所を無償で私物の保管のため使用収益していること、収納棚に施錠して、その鍵をサークルが保管し、指定管理者は合鍵を所持していないこと、一時預かりではなく、相当期間にわたっていることから、使用貸借としての「貸し付け」に該当する。

行政財産については、地方自治法第238条の4第1項により、原則として、これを貸し付けの目的とすることができないと定められている。

また、広島市福祉センター条例第17条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、福祉センターの施設及び設備の維持管理に関することを掲げ、広島市戸坂福祉センターほか1施設の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定めているところ、管理施設内に、第三者によって施錠され、指定管理者自らが点検等の管理業務が行えない場所の存在を容認することは、万が一、高価品や危険物、違法な物等が保管されていた場合には、施設を管理運営する上で重大な問題が生じるから、不当である。

広島市においては、サークルに対し、使用収益が可能となるよう必要な手続をとる、あるいは、指定管理者に対し、自らが点検等の管理業務が行えない空間が存在する状況を解消するよう是正指導すべきである。

(4) 陶芸実習室について（広島市青少年センター）

広島市青少年センターに設置されている陶芸実習室の延べ利用者数は年間約800人、その稼働率は約14パーセントと低いものであった。陶芸実習室は、その入口には特定のサークル名が書かれた看板が掲げられ、その前の廊下には同サークルの所有に係る資材等が置かれ、その室内の四隅には同サークルの仕掛品や私物等が置かれている事案が見受けられた。

地方自治法第244条第2項は、公の施設の適正な利用を確保するため、普通地方公共団体（指定管理者も含む。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないと定め、同条第3項は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと定めているところ、同サークル以外の者に対しても陶芸実習室を利用する機会は確保されていること、同サークルに対する特別の扱いは、指定管理者による主催事業以外で陶芸実習室を利用する者は同サークルしかいない事実に基づくものであることから、違法ではないが、公の施設の適正な利用を確保する観点からすれば、あたかも特定の利用者のために設けられているような誤解を生じさせる外観が作出されており、一般利用者においてその利用を躊躇することは容易に想定できるにもかかわらず、このような状況が放置されていた点において、不当である。広島市においては、指定管理者に対し、同サークルに、看板、資材等、私物などを撤去させるなどして、誤解を生じさせる外観を解消させるとともに、利用促進に向けた告知を積極的に行うなどして、その利用率の向上を図るよう指導すべきである。

2 監査意見の概要

(1) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について（広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センター）

広島市中央老人福祉センター等施設の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同施設に設置されている防火シャッターについて、「防火シャッターに危害防止機構等の装着なし」と指摘され、「既存不適格により適時改修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同施設を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

(2) 備品について（広島市中央公民館）

広島市中央公民館において、現に倉庫として利用されている視聴覚準備室に、広島市の備品である、文化、科学、美術等の幅広い分野にわたる体系的な事典や全集等の図書が相当数保管されている事案が見受けられた。

社会教育法第22条第3号は、住民の教養の向上等に寄与することを目的として、公民館は、図書等を備え、その利用を図ると定めているところ、これらの図書の中には住民の教養の向上等に寄与するものが含まれている蓋然性があるにもかかわらず、精査されないまま放置され、その利用の機会が閉ざされている。

広島市においては、これらの図書の有用性を精査した上で、同公民館の図書室に備える、図書館へ

の保管転換をする、不要なものについては廃棄するなど、備品の利用の方策や処分について検討されたい。

(3) 地下共同作業場について（広島市中央老人福祉センター）

広島市中央老人福祉センターに設置されている地下共同作業場の延べ利用者数は年間約1,600人と低迷しており、共同作業場としての利用を通じて老人に健康で明るい生活を営ませるといふ所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

同老人福祉センターの利用者数は、近年、減少の傾向にあり、広島市は、指定管理者に対し、さらなる利用促進を図るよう、指導しているところである。指定管理者においては、陶芸等の共同作業に関する自主事業への取組に、今一度努められたい。また、この地下共同作業場は、約100平方メートルの広さがあること、構造上、多額の費用を投下せずに汎用性のある諸室への改善が困難とは見受けられないことから、利用者数の純増を図るため、陶芸等の共同作業目的での利用のみならず、近年、ニーズが高まっている、ダンス、踊り、健康体操、ヨガなどの運動等、多目的の利用に適する諸室となるよう改善されたい。

(4) 備品について（広島市中央老人福祉センター）

広島市中央老人福祉センターに設置されているトレーニング室に、ランニングマシン1台とサイクリングマシン2台が、いずれも故障したまま放置されている事案が見受けられた。

これらの器具は、老人の機能回復訓練に役立つものではあるが、施設利用者が老人であることに鑑みると、修繕しても、トレーナーによる専門的な指導がないままの利用を許せば、不測のスポーツ事故を招くおそれがある。修繕しないまま据え付けておいても、施設利用者に対し、なんらの効用ももたらさないのみならず、施設の管理が行き届いていない印象を与えてしまうばかりか、知らずに利用した者が怪我をするおそれがある。広島市においては、これらの器具をトレーニング室から速やかに撤去するよう、指導されたい。

(5) 私物を預かる行為について（広島市中央老人福祉センター）

広島市中央老人福祉センターには、サークルの私物であるカラオケセット及びテレビを預かっており、そのサークルに所属する者が、諸室に運んで使用しているという事案が見受けられた。また、同老人福祉センターに設置されているトレーニング室には、サークルの私物である乗馬エクササイズ器具が据え付けられており、そのサークルに所属していない者も使用しているという事案が見受けられた。

同老人福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同老人福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

カラオケセット、テレビ、乗馬エクササイズ器具などの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。また、乗馬エクササイズ器具については、施設利用者が老人であることに鑑みると、落下などにより怪我をするおそれがあり、その場合には安全配慮義務の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、トレーニング室に常時据え付けておかないよう、指導されたい。

(6) 屋上面の劣化及び損傷の状況について（広島市福田公民館）

広島市福田公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、屋上面の劣化及び損傷の状況について、「PH屋上水槽撤去後の防水層劣化破れ有り」と指摘され、「防水層の補修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき

100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。

本件は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

(7) 便所について（広島市福田公民館）

広島市福田公民館に係る公民館の施設及び設備に係る補修等予算要求調書において、「広島市福田公民館1～3階便所床タイル貼替え修繕」が挙げられているところ、その現状は、床タイルに尿が染み込んで変色しているなど同調書記載のとおりであったほか、便所内は、男女トイレはパネルで仕切られているものの、それぞれの入口は、腰から頭までを目隠しするスイングドアが取り付けられている構造となっている事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。さらに、この便所を利用する者に対しては、不潔の印象のみならず、プライバシーに対する配慮が行き届いていないとの印象を与えてしまい、施設の管理運営上、支障が生じるおそれがある。広島市においては、男女トイレの構造の問題も含めて、同調書で挙げられた便所床タイル貼替え修繕の実施に向けて検討されたい。

(8) 外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について（広島市馬木公民館）

広島市馬木公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁吹付け内部に水侵入」と指摘され、「一部外壁吹付けタイルの防水性能が低くなっている。外壁の改修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

(9) 私物を預かる行為について（広島市馬木公民館）

広島市馬木公民館に設置されている研修室にあるキャビネットでは、菓子類、音楽CDを含む利用

グループの私物を、また、実習室にある収納棚では、現に使用されていないアンプやスピーカーを含む利用グループの私物を、それぞれ預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

菓子類などの食品については、食中毒が懸念されることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、指導されたい。また、音楽CDなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。さらに、現に使用されていない私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。

(10) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について（広島市温品公民館）

広島市温品公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「防火シャッターに危害防止機構の装着が必要（大規模改修等に適時改修）」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

(11) 実習室について（広島市温品公民館）

広島市温品公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約1,000人、その稼働率は約16パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るといふ所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

(12) 私物を預かる行為について（広島市温品公民館）

広島市温品公民館に設置されている第1倉庫には、現に活動していない利用グループの私物を含む、利用グループの私物を相当量預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

現に活動していない利用グループの私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。

(13) 浴室について（広島市温品福祉センター）

広島市温品福祉センターに設置されている浴室の延べ利用者数は年間約3,000人、浴室を現に利用する者の数は、平成29年5月時点で52人と低迷しており、浴室の利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るといふ所期の効果を十分もたしていない事案が見受けられた。

広島市と指定管理者とは、この浴室を運営し維持管理するため、燃料費、修繕料、委託料、光熱水費等の直接的な経費だけでも年間約120万円を負担している。そうすると、同福祉センターに設置されている浴室を現に利用する52人の者に対し、1人当たり年間約2万3,000円の税金が投入されていることとなる。たしかに、入浴サービスを提供する成果として、そのサービス自体の効用のほか、外出のきっかけになったり、コミュニケーションの場となったりする効用があることは認められるが、これらをもってしても、年間約2万3,000円という相当額の税金を投入した成果を説明することは難しい。浴室を現に利用する者の数が52人と限定されている受益偏在をも併せ考えると、浴室を運営し維持管理するための直接的な経費である年間約120万円を、これらの者を含むより多数の者を対象とする代替施策を検討し、これに投下すべきではないかとの議論も生じ得る。

まず、指定管理者においては、浴室を維持管理するための経費を増加させることなく、特定の浴室利用者以外の利用者を増加させるよう努められたい。その結果、浴室利用者が増加しない場合には、地域住民の意見も聴きながら、浴室の廃止に向けた検討を進められたい。

(14) 茶室について（広島市温品福祉センター）

広島市温品福祉センターに設置されている茶室の延べ利用者数は年間0人であり、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るといふ所期の効果をまったくもたしていない事案が見受けられた。

茶室を設置することは、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るといふ福祉センターの設置目的に適っている。福祉センターの設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、新たなニーズが生じる。茶室が、これを設計し設置した所期の効果をまったくもたしていない原因は、このような住民のニーズの変化を想定していなかったところにある。

今後、茶室の利用状況の改善は期待できず、さりとて、茶室は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室としての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、地元住民の意見も聴きながら、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

(15) 調理室について（広島市温品福祉センター）

広島市温品福祉センターに設置されている調理室の延べ利用者数は年間約600人と低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るといふ所期の効果を十分もたしていない事案が見受けられた。

指定管理者においては、調理室の利用を促進する取組に努められたい。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、地元住民のニーズを踏まえ、その設置については慎重に検討されたい。

(16) 備品について（広島市温品福祉センター）

広島市温品福祉センターのロビーには、広島市の備品である、あんま機、長椅子及び肘掛椅子が据え付けられているが、あんま機は、その機能の一部が故障しており、長椅子と肘掛椅子は、その着座部分の表面シートが破損し中綿が露出しており、いずれも経年劣化のため効用を十分もたしていない事案が見受けられた。

広島市温品福祉センターの管理に関する基本協定書第23条は、社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会は、指定期間中、これらの備品を常に良好な状態に保つものとする定め、これらの備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、広島市は、同協議会との協議により、必要に応じて広島市の費用で当該備品を購入又は調達するものとする定めしている。広島市は、これらの備品について、同協議会との協議を速やかに行われたい。また、広島市においては、物品の滅失・き損の状況をモニタリングするに際しては、備品を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

(17) 私物を預かる行為について（広島市温品福祉センター）

広島市温品福祉センターに設置されている娯楽室には、現に活動していないサークルの私物を預かっている事案が見受けられ、また、集会室には、所有者不詳の私物である本棚が置かれている事案が見受けられた。

同福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

いずれの私物についても、保管の必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられること、諸室のスペースを占有しており、他の施設利用者のスペース利用を阻害するものであることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは諸室から撤去するよう、指導されたい。また、広島市においては、施設維持管理状況をモニタリングするに際しては、諸室の状況を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

(18) 実習室について（広島市戸坂公民館）

広島市戸坂公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約1,000人、その稼働率は約20パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るといふ所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

(19) 私物を預かる行為について（広島市戸坂公民館）

広島市戸坂公民館に設置されている和室にある倉庫には、現に活動していない利用グループの私物を含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。また、会議室2にあるキャビネットには、ノートパソコン、菓子類を含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。さらに、実習室にある収納棚の上には、利用グループの私物が多数の段ボールに入れられ、積み重ねて置かれている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

現に活動していない利用グループの私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。また、ノートパソコンなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。さらに、菓子類などの食品については、食中毒が懸念されることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、指導されたい。収納棚の上に積み重ねて置かれている物品については、美観を損なうものであることから、ルールを定めた上で、利用グループに、整理整頓させ収納棚に収納させるよう、あるいは持ち帰らせるよう、指導されたい。

(20) 備品について（広島市戸坂福祉センター）

広島市戸坂福祉センターに設置されているトレーニングルームには、広島市の備品であるチェストウエイトが、また老人室（老人娯楽室）及び娯楽室（ミュージックルーム）には、広島市の備品である掃除機がそれぞれ据え付けられているが、いずれも経年劣化のため故障したまま放置されている事案が見受けられた。

広島市戸坂福祉センターほか1施設の管理に関する基本協定書第23条は、三栄パブリックサービス株式会社は、指定期間中、これらの備品を常に良好な状態に保つものとする定め、これらの備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、広島市は、同社との協議により、必要に応じて広島市の費用で当該備品を購入又は調達するものとする定めている。広島市は、これらの備品について、同社との協議をすみやかに行われたい。また、広島市においては、物品の滅失・き損の状況をモニタリングするに際しては、備品を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

(21) 私物を預かる行為について（広島市戸坂福祉センター）

広島市戸坂福祉センターに設置されている娯楽室（ミュージックルーム）には、サークルの私物である楽器が、その空調機械室には、大型の太鼓をはじめとするサークルの私物が相当量預けられている事案が見受けられた。また、図書コーナー及びロビーに据え付けられたロッカーには、それぞれサークルの私物が預けられていたが、いずれも施錠され、指定管理者が鍵を保管し、利用の都度、鍵を渡している事案が見受けられた。

同福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

楽器については、諸室のスペースを占有しており、他の施設利用者のスペース利用を阻害するものであることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは倉庫に保管させるよう、指導されたい。大型の太鼓については、空調機械の点検の際には、これをいったん搬出しなければならないという施設管理上の支障が現に生じていることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに撤去させるよう、あるいは倉庫に保管させるよう、指導されたい。

(22) 外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について（広島市大河公民館）

広島市大河公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「外壁（屋上スラブ下他）にクラック、爆裂が多数発生している」と指摘され、「精密調査の必要あり」との改善策が示され、また、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁にクラック、爆裂、タイル浮きが発生している」と指摘され、「精密調査の必要あり」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする定めている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックや爆裂は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとする定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理

運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めているところ、本件の外壁のクラックや爆裂は、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

(23) 私物を預かる行為について（広島市大河公民館）

広島市大河公民館の3階に設置されている倉庫脇の廊下及び2階に設置されている倉庫脇の廊下には、いずれも大型の収納棚が据え付けられ、利用グループの相当量の私物を預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

(24) 給水タンク等の設置の状況等について（広島市古市公民館）

広島市古市公民館の建築物の建築設備を対象とした定期点検結果報告書において、「給水タンク等の設置の状況」の調査項目に対し、「外周 受水槽電極保護カバー蓋なし」と指摘され、「蓋の設置が必要」との改善策を示されているほか、要是正として指摘された多数の修繕箇所について、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、いずれも1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。広島市においては、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

(25) 防火扉の開放方向について（広島市祇園公民館）

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、「1階階段室防火戸の開放方向が避難方向でない（建築基準法上では規定が無い）」と指摘され、「第三者の安全確保上、避難方向へ開くように改善する事が望ましい」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

万が一の際には、施設利用者が避難するに際し、重大な人身事故を招来する危険性があるから、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて速やかに検討されたい。

(26) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について（広島市祇園公民館）

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「階段室防火シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止すること

を通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

(27) 外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について（広島市祇園公民館）

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況並びに外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁面にクラック、揚裏塗装劣化剥れ」と指摘され、「クラック部Uカットの上、シーリング、塗装劣化部再塗装」との改善策を示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕については、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりと定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めるところ、本件の外壁のクラックと揚裏塗装劣化剥れは、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

(28) 外壁躯体等の劣化及び損傷の状況等について（広島市祇園福祉センター）

広島市祇園福祉センターの建築物を対象とした定期調査結果報告書において、外壁躯体等の劣化及び損傷の状況について、「壁クラック・浮き」と指摘され、「Uカット、補修材注入、アンカーピンニング」との改善策が示され、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「壁塗装剥離」と指摘され、「下地調整、塗装」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、同報告書は承知していないとの回答を受けた。

広島市福祉センター条例第17条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、福祉センターの施設及び設備の維持管理に関することを掲げ、広島市祇園福祉センターの管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕については、広島市が必要と認めた場合において、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては原則として広島市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては原則として指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、広島市が必要と認めた場合において、原則として広島市が自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

また、同報告書において、「サッシ等の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「サッシ廻りシーリング不良」と指摘され、「シーリング補修」との改善策が示され、「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「壁タイル浮き」と指摘され、「下地調整、タイル張替等」との改善策が示されているにもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものと考えられ、広島市が必要と認めた場合において、原則として指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、指定管理者は、同報告書を交付されておらず、広島市から指摘も受け

ておらず、本件修繕を実施する前提となる情報を有していなかった。指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならないのであるから、広島市においては、指定管理者に対し、同報告書を交付する、要修繕箇所を指摘するなど、情報の共有を図った上で、本件修繕の必要性を認め、指定管理者と協議し、速やかに修繕を進められたい。

(29) 外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について（広島市高陽公民館）

広島市高陽公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「爆裂、クラックが発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示され、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「タイル、モルタル面にクラック、割れ、浮き発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されているにもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁の爆裂とクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとすると定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めるところ、本件の外壁の爆裂とクラックは、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

また、同報告書において、「敷地内の通路の確保の状況」の調査項目に対し、「正面玄関前スロープタイル浮き、割れ（沈下の可能性あり）」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されているほか、要是正として指摘された多数の修繕箇所について、改善されていない事案が見受けられた。

本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。

広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

(30) 実習室について（広島市安佐公民館）

広島市安佐公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約900人、その稼働率は約19パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

(31) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について（広島市中野公民館）

広島市中野公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「3階市民ホール シャッターに危害防止機構が付いていない」と指摘され、「(既存不適格) 適時改修する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

(32) 実習室について（広島市中野公民館）

広島市中野公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約900人、その稼働率は約15パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

(33) 私物を預かる行為について（広島市中野公民館）

広島市中野公民館に設置されている会議室1には、ノートパソコンを含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

ノートパソコンなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。

(34) 浴室について（広島市畑賀福祉センター）

広島市畑賀福祉センターに設置されている浴室の延べ利用者数は年間約1,900人、浴室を現に利用する者の数は、平成29年5月時点で18人と低迷しており、浴室の利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという所期の効果を十分もたしていない事案が見受けられた。

広島市と指定管理者とは、この浴室を運営し維持管理するため、燃料費、修繕料、委託料、光熱水費等の直接的な経費だけでも年間約94万円を負担している。そうすると、入浴1回当たり、直接的な経費だけでも約490円の税金が投入されていることとなるが、この金額は、広島県が指定する一般公衆浴場の入浴料金（大人（12歳以上））の上限である430円を上回るものである。入浴サービスは、レクリエーション及び休養のための事業として、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与するものであり、すべての住民が浴室を利用できるから、たとえ少数しか浴室を利用していないという実態があったとしても、これを運営し維持管理するための費用に、税金を充てることに問題はない。しかしながら、同福祉センターに設置されている浴室を利用する者にとっては、広島県内の公衆浴場を利用しても同等の効用が得られることから、一定の資源投入の下で最大の行政サービスが提供されていない。

また、同福祉センターに設置されている浴室を現に利用する18人の者に対し、1人当たり年間約5万2,000円の税金が投入されていることとなる。たしかに、入浴サービスを提供する成果とし

て、そのサービス自体の効用のほか、外出のきっかけになったり、コミュニケーションの場となったりする効用があることは認められるが、これらをもってしても、年間約5万2,000円という相当額の税金を投入した成果を説明することは難しい。浴室を現に利用する者の数が18人と限定されている受益偏在をも併せ考えると、浴室を運営し維持管理するための直接的な経費である年間約94万円を、これらの者を含むより多数の者を対象とする代替施策を検討し、これに投下すべきではないかとの議論も生じ得る。

まず、指定管理者においては、浴室を維持管理するための経費を増加させることなく、特定の浴室利用者以外の利用者を増加させるよう努められたい。その結果、浴室利用者が増加しない場合には、地域住民の意見も聴きながら、浴室の廃止に向けた検討を進められたい。

(35) 実習室について（広島市八幡公民館）

広島市八幡公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約800人、その稼働率は約14パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

(36) 和室2について（広島市八幡公民館）

広島市八幡公民館に設置されている和室2は、その広さは15畳であり、その構造としては、電気炉、床の間、水屋が据え付けられており、もっぱら茶室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約300人、その稼働率は約6パーセントと極めて低迷しており、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

茶道は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っている。公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年7月26日時点で、広島市八幡公民館の学習グループは36あるが、茶道に関する学習グループはなく、その余の学習グループの活動内容は、極めて多種多様である。和室2が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない原因は、このような住民ニーズの変化を想定していなかったところにある。

茶道に関する学習グループがない状況等に鑑みると、指定管理者において、茶道に関する事業のさらなる取組に努めても、和室2の利用状況の改善は期待できず、さりとて、和室2は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室としての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、茶室に特化した和室の整備については極めて慎重に検討されたい。また、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

(37) 屋上面の劣化及び損傷の状況について（広島市坪井公民館）

広島市坪井公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、屋上面の劣化及び損傷の状況について、「パラペット天端塗膜の膨れ、浮き（内部に雨水流入）」と指摘され、「防水改修工事の実施」との改善策を示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合にお

いて自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円(同)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとして定めている。本件修繕は、1件につき100万円(同)未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。

本件は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

(38) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について(広島市五日市公民館)

広島市五日市公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「防火シャッターに危害防止機構が装着されていない(既存不適格)」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

(39) 合築施設における管理運営等について(広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホーム)

同一の建物内において、広島市五日市公民館と広島市佐伯勤労青少年ホームは、それぞれの所管区域の諸室を受け持ち、独立して管理運営等を行っている事案が見受けられた。

広島市においては、同一の建物に設置されている広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホームを管理運営するに当たり、広島市五日市公民館の利用者数に比して広島市佐伯勤労青少年ホームの会員利用者数が少ないことを踏まえ、それぞれ独立して行われている所管施設の使用受付事務を一体的に行うなどして、経営管理事務の効率化、経費の節減を図るとともに、利用者の利便性を高める方策を検討されたい。

(40) 和室2について(広島市楽々園公民館)

広島市楽々園公民館に設置されている和室2は、その広さは14畳であり、その構造としては、電気炉、床の間、水屋が据え付けられており、もっぱら茶室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約800人、その稼働率は約20パーセントと低迷しており、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

茶道は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っている。公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年8月2日時点で、広島市楽々園公民館の学習グループは53あるが、茶道に関する学習グループは1であり、その余の学習グループの活動内容は、極めて多種多様である。和室2が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない原因は、このような住民ニーズの変化を想定していなかったところにある。

茶道に関する学習グループ数が1である状況等に鑑みると、指定管理者において、茶道に関する事業のさらなる取組に努めても、和室2の利用状況の改善は期待できず、さりとて、和室2は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室としての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、茶室に特化した和室の整備については極めて慎重に検討されたい。また、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

(41) 録音編集室について（広島市文化創造センター）

広島市文化創造センターの録音編集室には、録音編集機器及び映像編集機器が設置されているところ、これらの機器を利用する者はほとんどいないにもかかわらず、これらの機器の保守点検のため年間約19万円の費用がかかっている事案が見受けられた。録音編集室は、録音編集機器及び映像編集機器の利用がほとんどないため、ピアノを使用した音楽練習室として貸し出されているが、その利用率は、他の音楽練習室と比較して低かった。

録音編集機器及び映像編集機器は、相当の年数が経過したものであり、今後の利用があまり見込めないにもかかわらず、毎年度の保守点検に費用を発生させており、効率性の観点から問題があり、また、映像編集機器は、録音編集室において相当のスペースをとっており、諸室の有効利用の観点からも問題があることから、指定管理者においては、広島市と協議の上、いずれについても廃棄処分を検討されたい。また、録音編集室は、音楽練習室として貸し出されている実態に即した名称へと変更する、利用促進に向けた告知を積極的に行うなどして、指定管理者においては、その利用率の向上を図られたい。

(42) ホールについて（広島市青少年センター）

広島市青少年センターに設置されているホールは、その客席が629席であり、近接する広島市中区民文化センターの中ホールと同程度の規模を有している。広島市青少年センターの指定管理者に質問したところ、主たる利用者である青少年にとって600人規模の客席は規模として大きすぎ、集客の観点からは200人から300人程度の規模のホールを希望しているとの回答を受けた。また、広島市青少年センターに設置されているホールは、単なるホールの利用にとどまらず、施設職員が練習から発表まで一貫した指導（関与）を行うといった、教育施設としての意義を有しているとの回答を受けた。

広島市全体としてのサービス提供方法の効率性の点で、近接する施設で同程度の規模のホールを設置することは非効率な面があること、主たる利用者である青少年のニーズを反映する必要があることから、広島市においては、今後、施設を更新するのであれば、利用の棲み分けができるような規模のホールの整備について、青少年の負担にも配慮しながら検討されたい。

財政運営方針（平成28年度～平成31年度）

（平成28年2月 広島市）

1 財政運営方針の策定について

(1) 市財政の現状

本市の財政は、市税や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況にある一方で、社会保障費の大幅な増加をはじめ公債費などの義務的経費が増加しており、財政の硬直化が進んでいます。また、市債残高については、臨時財政対策債（国が地方交付税の不足を補うために市に発行させる市債）が増加していることから、平成27年度末では1兆1千億円を超える見込みです。

(2) 中期財政収支見通し（平成27年11月）

昨年11月に公表した「広島市の中期財政収支見通し—世界に誇れる『まち』広島の実現に向けて乗り越えるべき課題—」では、一般財源収入がほぼ横ばいである中、従前どおりの制度・事業展開の方針のままでは、平成28年度から平成31年度までの4年間の累計で511億円の収支不足が生じる見込みであることが明らかになりました。

このため、中期財政収支見通しでは、今後見込まれる収支不足を解消するためには、従前の制度・事業展開を見直すことを通じて、収支構造そのものを変えていく必要があります。市税、社会保障費、人件費、公債費・投資的経費など歳入・歳出の両面において、それぞれ適切な取組を行う必要があるということを経営上の課題として掲げています。

(3) 財政運営方針（素案）の公表（平成27年12月）

中期財政収支見通しで見込まれた収支不足の解消や掲げられた課題を解決するために考えられる対応方策（4年間で390億円）を取りまとめ、財政運営方針（素案）として昨年12月に公表しました。

(4) 財政運営方針の策定（平成28年2月）

新年度予算の編成過程において更なる歳入確保や歳出削減の検討を行うとともに、素案に対する議会や市民の皆様の御意見等を踏まえ、財政運営方針（平成28年度～平成31年度）を策定しました。

2 財政運営方針の基本的な考え方

(1) 財政運営の基本方針

世界に誇れる「まち」広島の実現のため、次の3つの基本方針に基づき財政運営を行います。

① 都市としての活力を生み出す財政運営

都市としての活力の維持・向上を図っていくためには、企業の競争力強化や地域資源を生かした産業の振興等に努める必要があります。このため、ものづくり産業の競争力強化への支援に取り組むとともに、豊かな自然環境や魅力的な観光資源を生かした観光産業や里山・里海産業の振興等に取り組み、地域経済の活性化・雇用創出等による税源のかん養につなげていきます。

また、広島駅周辺地区の整備や西風新都の都市づくりなど、都市の活力につながるまちづくりを推進するとともに、「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略や広島広域都市圏発展ビジョンに基づく施策の展開を図ります。

② まちづくりを支え続けることができる財政運営

まちづくりを支え続けることができる持続可能な財政構造を確立していくため、「選択」と「集中」の考え方の下、徹底した事務・事業の見直しを不断に行うとともに、歳入確保・歳出削減の両面において、それぞれ適切な取組を行います。

また、自主的・自立的な財政運営を行っていくため、国に地方税財源の拡充を求めるとともに、市税の収納率の向上等に積極的に取り組み、一般財源の確保を図ります。

さらに、社会経済情勢の急変等にも柔軟に対応できるように、財政調整基金残高の確保に努めます。

③ 将来のまちづくりを見据えた財政運営

本市の市債残高は、平成27年度末で1兆1,063億円となっており、中期財政収支見直しにおいては、公債費が平成30年度に1,000億円を超える見込みとなりました。こうしたことを踏まえ、将来世代においても、その時代に応じたまちづくりを行っていくことができるよう、市債残高の抑制を図ります。

(2) 計画期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

(3) 計画期間内の目標

○ 収支の均衡

中期財政収支見直しにおいて見込まれた収支不足（平成28年度101億円、平成29年度146億円、平成30年度130億円、平成31年度134億円、累計511億円）を解消するとともに、財政調整基金の期間末残高概ね75億円を維持し、計画期間における収支の均衡を図ります。

○ 市債残高の抑制

平成24年2月に策定した「財政運営方針」における目標も踏まえ、臨時財政対策債の残高及び減債基金積立累計額を除いた市債残高について、今後4年間で1割程度の減少を目指します。

3 基本方針に基づく取組

(1) 歳入面の取組 [取組効果額 55億円]

① 市税収入等の確保

住民負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上を図ります。

② 受益者負担の適正化

徹底した経費節減に努めたうえで、使用料・手数料の適切な見直しや減免制度の見直し、現在無料としているサービスの有料化などにより、受益者に適正な負担を求めます。

③ 地域経済の活性化・雇用創出等による税源のかん養

ものづくり産業の競争力強化への支援に取り組むとともに、豊かな自然環境や魅力的な観光資源等を生かした観光産業や里山・里海産業の振興等に取り組み、地域経済の活性化・雇用創出等による税源のかん養につなげていきます。

また、広島駅周辺地区の整備や西風新都の都市づくりなど、都市の活力につながるまちづくりを推進するとともに、「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略や広島広域都市圏発展ビジョンに基づく施策の展開を図ります。

④ 地方税財政制度の改善に向けた積極的行動

自主的・自立的な財政運営を行っていくため、国に対し地方税財源の拡充を求めます。

(主な取組項目)

- ・地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- ・国・地方間の税源配分の是正
- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に応じた地方税財源の充実強化

(2) 歳出面の取組 [取組効果額 209億円]

① 人件費の削減

行政自ら率先して厳しい財政状況に対処するという観点から、職員数等について検討していきます。

② 社会保障費の増加の抑制

社会保障費については、「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせることを基本とすべきであるということ踏まえつつ、市民生活の安定に配慮するとともに、制度の持続可能性や世代間の負担の公平性を考慮しながら、健康づくりや健診受診率の向上、介護予防等の取組により医療費や介護費用の増加を抑制するなど、費用の増加が抑制される取組を行います。

(主な取組項目)

- ・健診受診率の向上等による医療費の抑制
- ・介護予防の取組等による介護費用の抑制

③ 事務・事業の見直し

「選択」と「集中」の考え方の下、全ての事務・事業について引き続き見直しを行います。また、民間に委ねることにより効率的・効果的な公共サービスの提供が可能な事務・事業については、一層積極的に進めていくための手法を検討するなど、中長期的な視点に立った抜本的な事務・事業の見直しにも着手します。

④ 内部管理経費の節減等

情報システムの管理運用などの内部管理経費や、公共施設の管理運営に係る委託料等については、不断の見直しにより更なる節減を図ります。

⑤ 特別会計等の見直し

国民健康保険事業などの特別会計等について、業務の効率化や経費の節減、受益者負担の適正化など、事業の採算性を高める取組を実施し、一般会計からの繰出金等の抑制を図ります。

(主な取組項目)

- ・国民健康保険料の収納率の向上
- ・健診受診率の向上等による医療費の抑制 (再掲)
- ・介護予防の取組等による介護費用の抑制 (再掲)

⑥ 公債費等の見直し

低利の5年債の発行や減債基金の運用方法の見直しにより、金利負担の軽減等を図ります。

⑦ 投資的経費の見直し

将来の公債費を抑制するため、新規の市債発行を伴う公共事業について、長期的な視点に立って事業計画を見直します。

(主な取組項目)

- ・市債残高について、平成27年度末残高を1割程度下回るよう投資的経費を抑制

(3) その他の収支不足解消策 [取組効果額 160億円]

① 未利用地等の売却促進・市有資産の有効活用

未利用や低利用の状態にある市有地について、引き続き公募売払や貸付けによる有効活用を積極的に図ります。また、市有施設について、行政目的を損なわない範囲で積極的な活用を検討します。

② 土地開発基金の廃止

土地開発基金による公共用地等の先行取得を取りやめていることを踏まえ、土地開発基金を廃止し、財源として活用します。

③ 行政改革推進債等の発行

行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体に発行が認められる行政改革推進債等について、市債残高の抑制を進めていく中でその活用を図ります。

(4) 収支不足への対応

中期財政収支見通しでの収支不足額	①	511億円
財政調整基金の期間末残高	②	75億円
計	① + ② = ③	586億円

28年度予算編成における収支改善の反映（4年間分）	④	162億円
基本方針に基づく取組		
歳入面の取組		55億円
市税収入等の確保		50億円
受益者負担の適正化		5億円
歳出面の取組		209億円
人件費の削減		27億円
事務・事業の見直し		40億円
内部管理経費の節減等		47億円
特別会計等の見直し		25億円
公債費等の見直し		26億円
投資的経費の見直し		44億円
その他の収支不足解消策		160億円
未利用地等の売却促進・市有資産の有効活用		32億円
土地開発基金の廃止		36億円
行政改革推進債等の発行		92億円
計	⑤	424億円
合計	④ + ⑤ = ⑥	586億円

※いずれも金額は一般財源ベース

4 基本方針に基づく取組を踏まえた財政収支見通し

現時点で見通せる諸状況を勘案のうえ、今回策定した財政運営方針を達成した場合の今後4年間の財政収支の見通しは以下のとおりです。

(単位：億円，%)

区分	平成28年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		備考	
	事業費	事業費	伸率	事業費	伸率	事業費	伸率		
歳入	市 税	2,084	2,336 (2,092)	12.1 (0.4)	2,321 (2,072)	△ 0.6 (△ 1.0)	2,351 (2,097)	1.3 (1.2)	年1%半ば程度の経済成長に伴う増収等を見込む。
	地方譲与税等	380	410	7.9	493	20.2	499	1.2	地方消費税交付金の増、経済成長に伴う増収等を見込む。
	地方交付税	325	397 (325)	22.2 (0.0)	413 (344)	4.0 (5.8)	415 (347)	0.5 (0.9)	一般財源横ばいを基本とし、個別の財政需要を見込む。
	国庫支出金	1,225	1,286 (1,175)	5.0 (△ 4.1)	1,273 (1,163)	△ 1.0 (△ 1.0)	1,273 (1,163)	0.0 (0.0)	大規模プロジェクトや扶助費などから個別に算定など。
	市 債	713	730 (658)	2.4 (△ 7.7)	716 (647)	△ 1.9 (△ 1.7)	694 (626)	△ 3.1 (△ 3.2)	大規模プロジェクトなどから個別に算定。
	うち 臨時財政対策債	315	382 (310)	21.3 (△ 1.6)	370 (301)	△ 3.1 (△ 2.9)	372 (304)	0.5 (1.0)	一般財源横ばいを基本とし、個別の財政需要を見込む。
	そ の 他	1,263	1,284	1.7	1,217	△ 5.2	1,226	0.7	28年度予算を踏まえ算定。
	うち財政調整 基金繰入金	30	0	皆減	0	—	0	—	
計 a	5,990	6,443 (5,944)	7.6 (△ 0.8)	6,433 (5,936)	△ 0.2 (△ 0.1)	6,458 (5,958)	0.4 (0.4)		
歳出	消費的経費	3,540	4,040 (3,541)	14.1 (0.0)	4,028 (3,531)	△ 0.3 (△ 0.3)	4,028 (3,528)	0.0 (△ 0.1)	
	人 件 費	869	1,355 (856)	55.9 (△ 1.5)	1,349 (852)	△ 0.4 (△ 0.5)	1,344 (844)	△ 0.4 (△ 0.9)	職員数等や行政改革計画を踏まえ算定。
	うち退職手当	94	154 (82)	63.8 (△ 12.8)	152 (79)	△ 1.3 (△ 3.7)	149 (71)	△ 2.0 (△ 10.1)	
	物 件 費	632	617	△ 2.4	606	△ 1.8	600	△ 1.0	個別に算定。事務・事業の見直しの効果額を反映など。
	維持補修費	75	84	12.0	90	7.1	95	5.6	各長寿命化計画等を踏まえ算定。
	扶 助 費	1,413	1,412	△ 0.1	1,423	0.8	1,425	0.1	過去の伸率等から個別に算定など。
	補 助 費 等	551	572	3.8	560	△ 2.1	564	0.7	個別に算定など。
	投資的経費	874	775	△ 11.3	719	△ 7.2	702	△ 2.4	個別積上げと市債残高を踏まえ算定。
	うち人件費	8	8	0.0	8	0.0	8	0.0	
	公 債 費	942	982	4.2	1,017	3.6	1,044	2.7	市債の償還ルールに基づき推計。
そ の 他	634	646	1.9	669	3.6	684	2.2		
計 b	5,990	6,443 (5,944)	7.6 (△ 0.8)	6,433 (5,936)	△ 0.2 (△ 0.1)	6,458 (5,958)	0.4 (0.4)		
差引 c = a - b	0	0 (0)		0 (0)		0 (0)			
財政調整基金残高	50	58		69		75			
年度末市債残高	11,136	11,180	0.4	11,150	△ 0.3	11,070	△ 0.7		
臨時財政対策債 残高等控除後残高	6,949	6,770	△ 2.6	6,610	△ 2.4	6,410	△ 3.0		

(注1) 平成28年度は当初予算である。

(注2) ()内の数値は、県費負担教職員に係る事務の移譲を除いたものである。

(注3) 臨時財政対策債残高等控除後残高とは、市債総残高から臨時財政対策債の残高及び減債基金積立累計額を除いた残高である。